

研究・イノベーション学会 国際問題分科会 例会

グローバルタックス ～国境を超える課税権力～

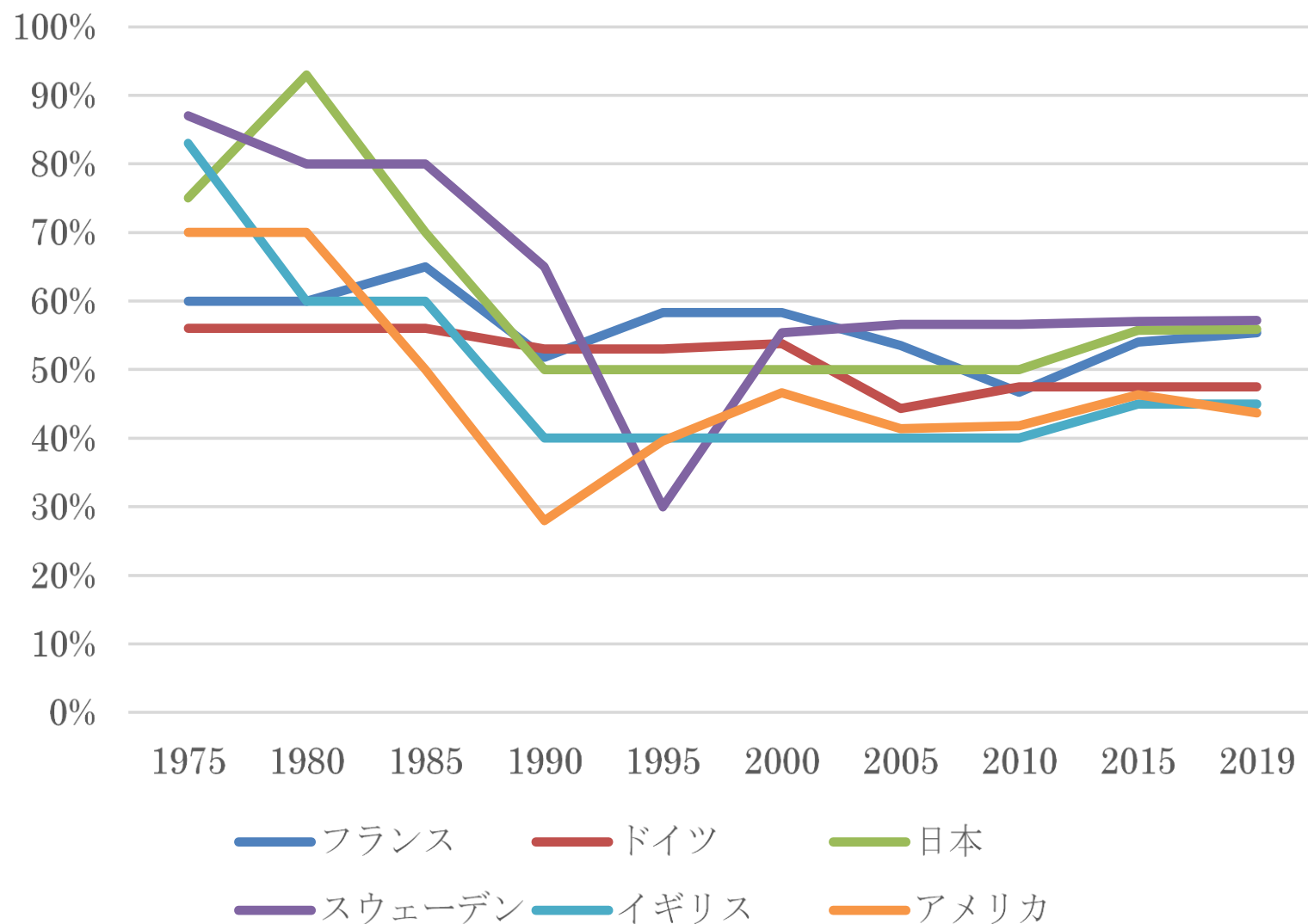
2021年5月12日

京都大学大学院地球環境学堂／経済学研究科

諸富 徹

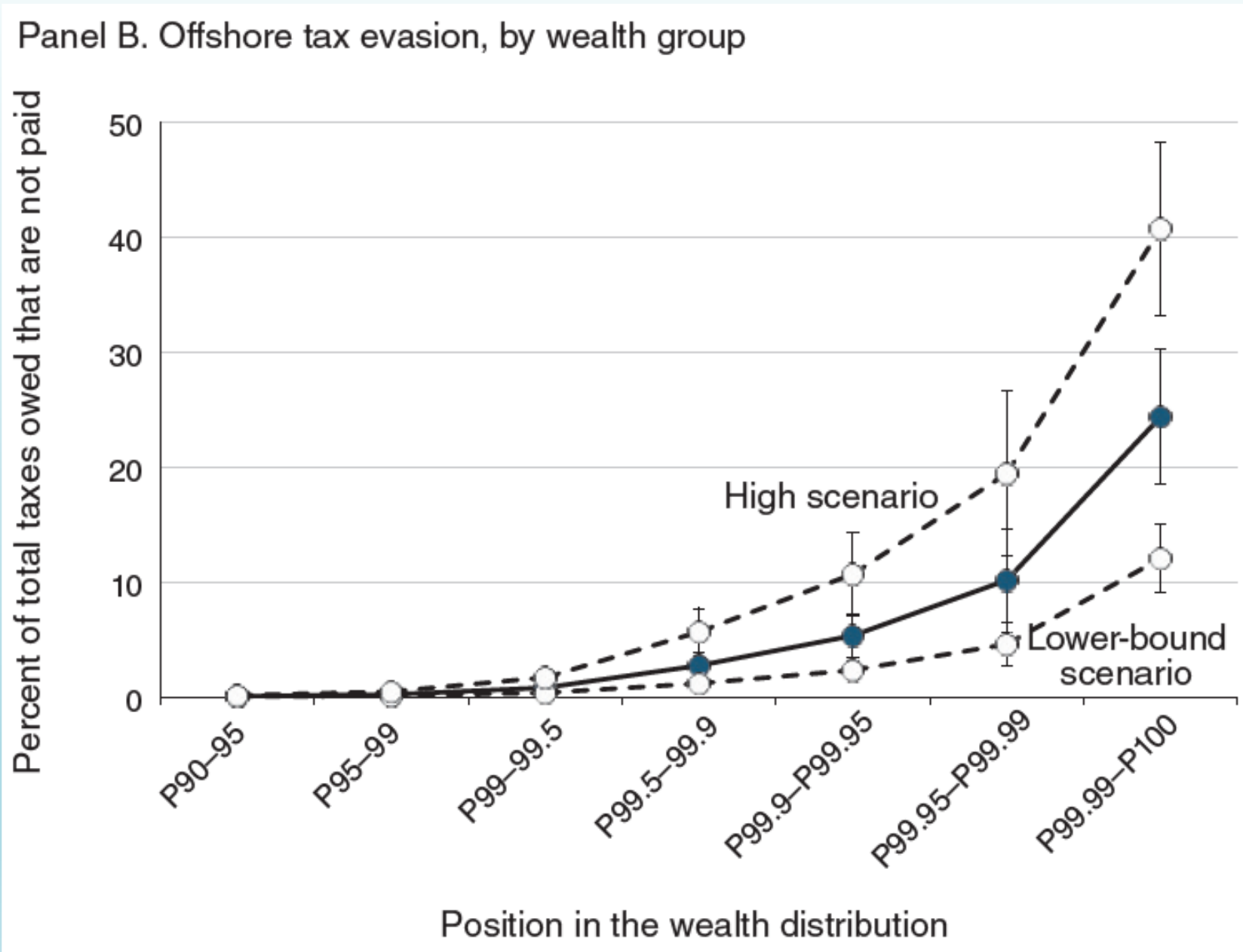
グローバル化の税制へのインパクト

図2-1 主要OECD諸国における最高所得税率の推移



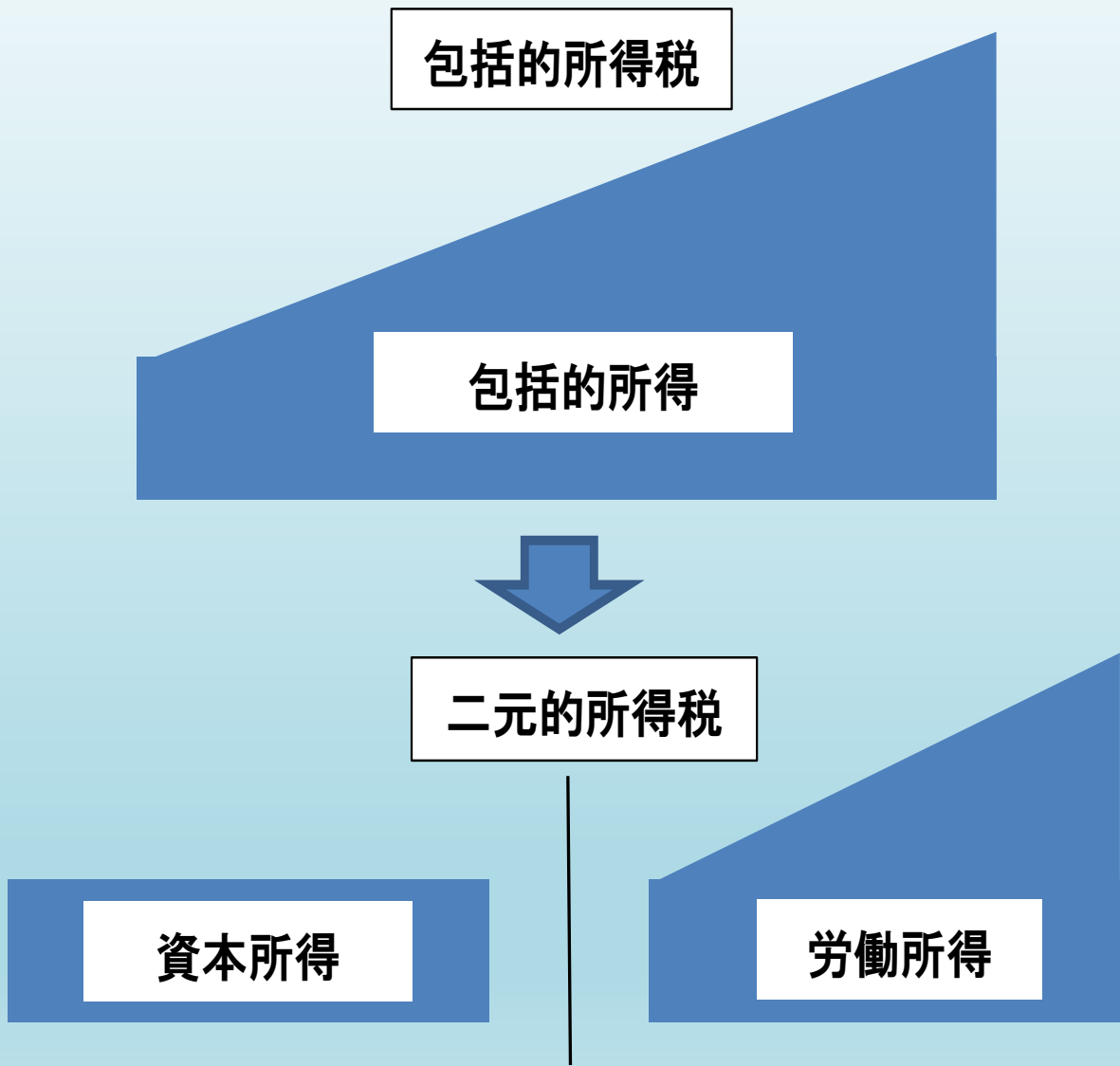
〔出所〕 OECD Tax Database 掲載データより著者作成.

図 2-2 海外資産の分布と海外での租税回避



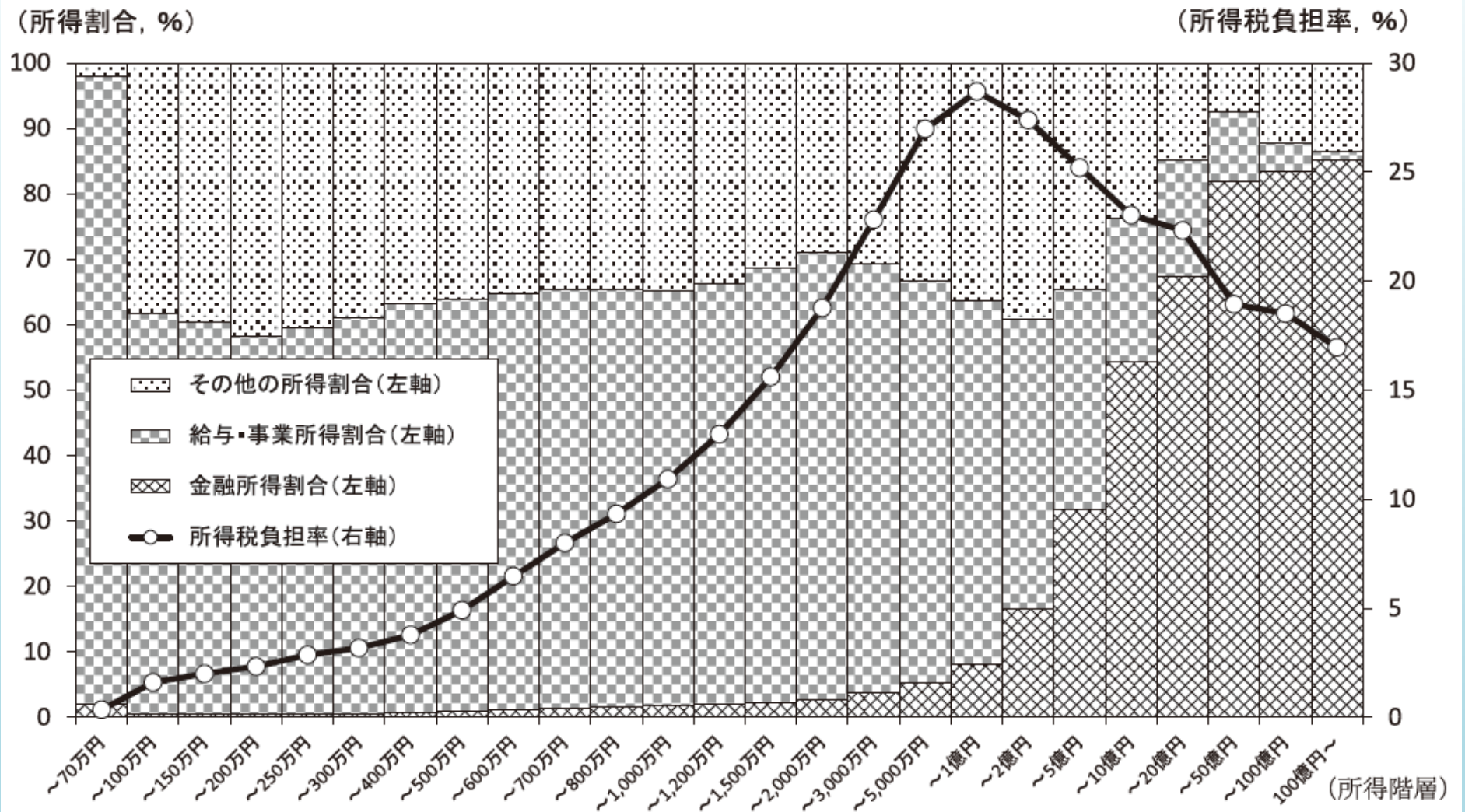
〔出所〕 Alstadsæter, Johannesen and Zucman (2019), p.2092, Figure 4.

図 2-3 「二元的所得税」のイメージ



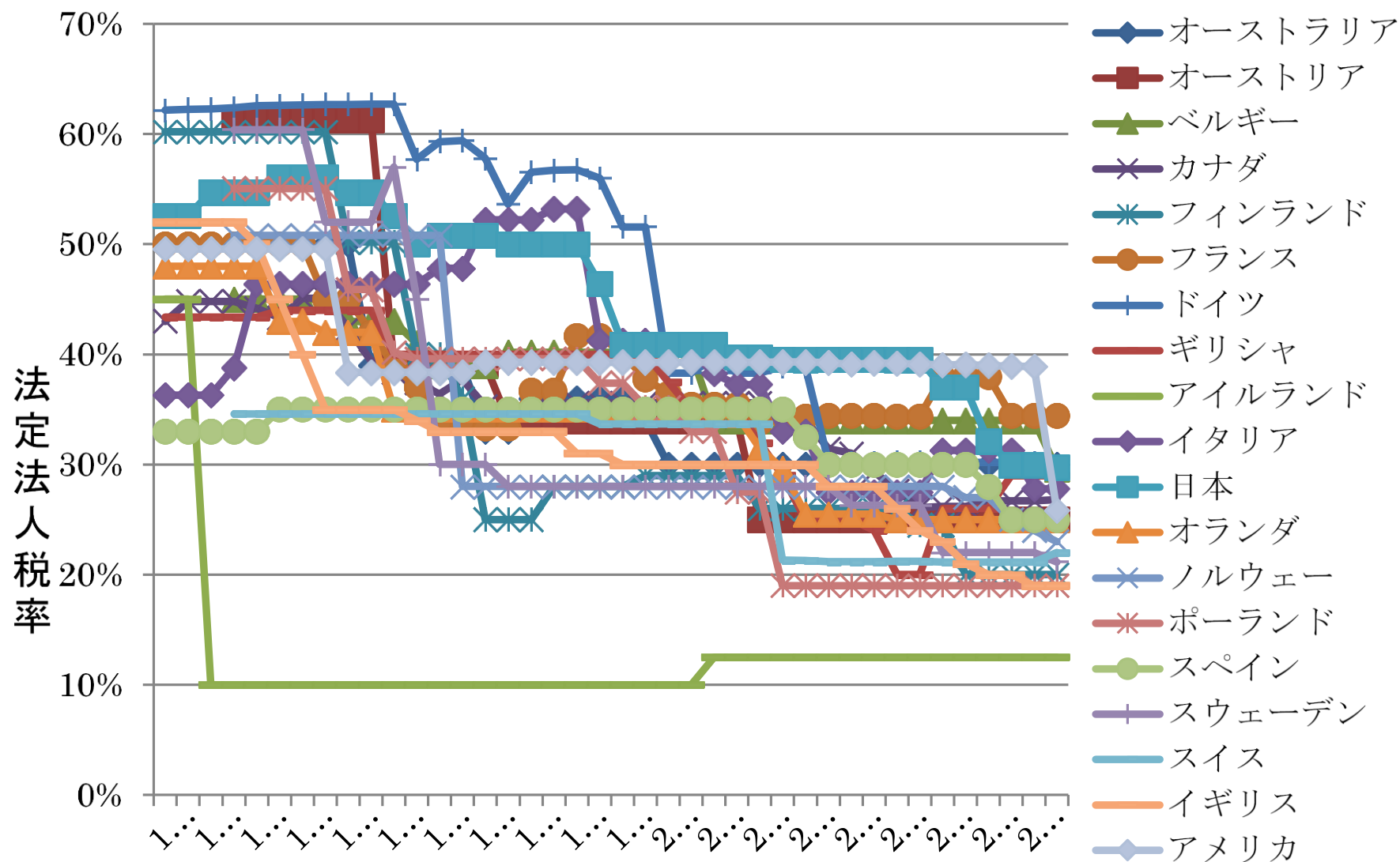
[出所] 筆者作成.

図 2-4 申告納税者の所得階層別所得内訳と所得税負担率



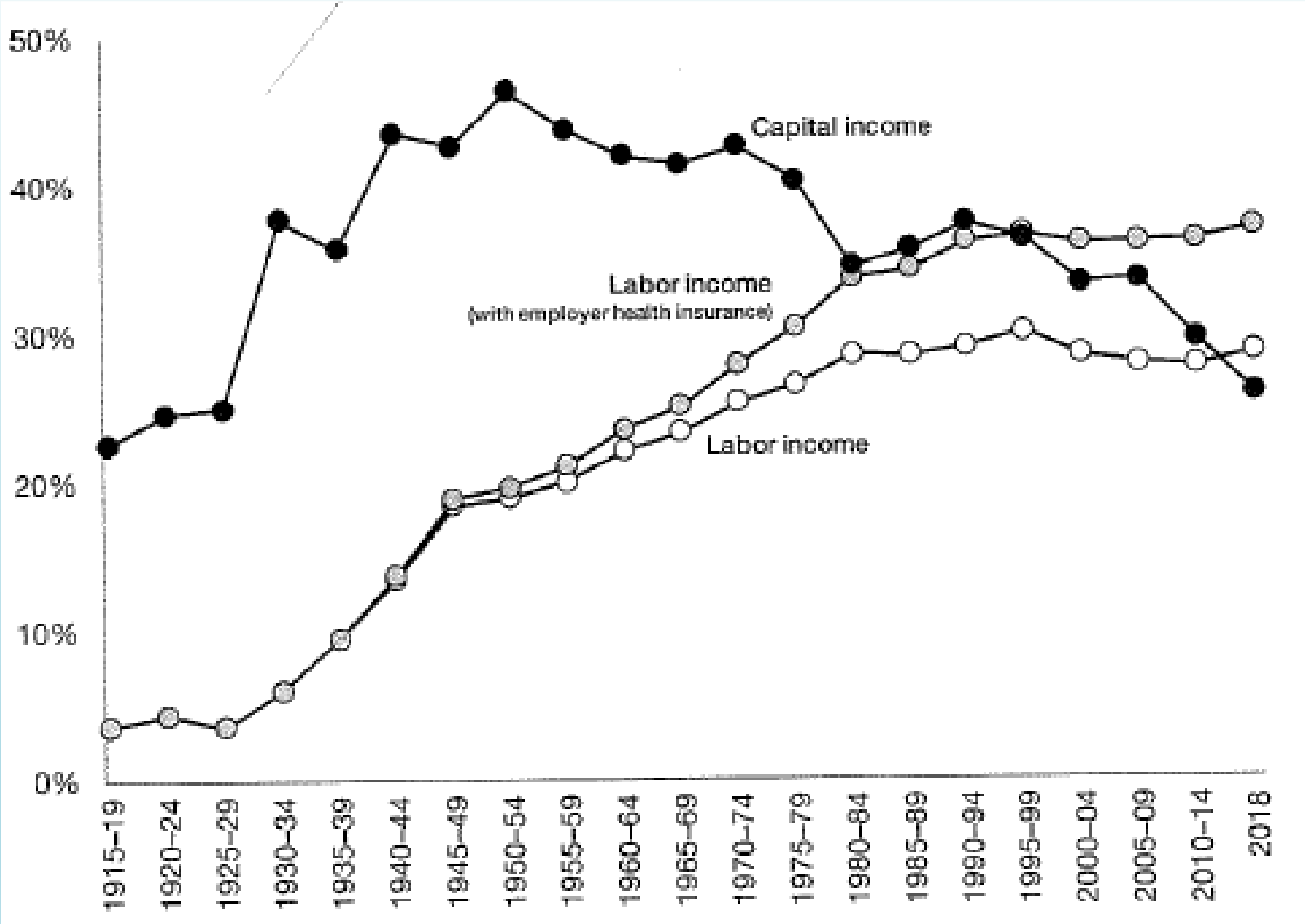
(注) 「所得税負担率」= (申告納税額 + 源泉徴収税額) ÷ 合計所得
「金融所得割合」= (利子所得 + 配当所得 + 株式等の譲渡所得等) ÷ 合計所得
「給与・事業所得割合」= (給与所得 + 営業等所得 + 農業所得) ÷ 合計所得

図2-5 各国法人税率の推移(1979-2018年)



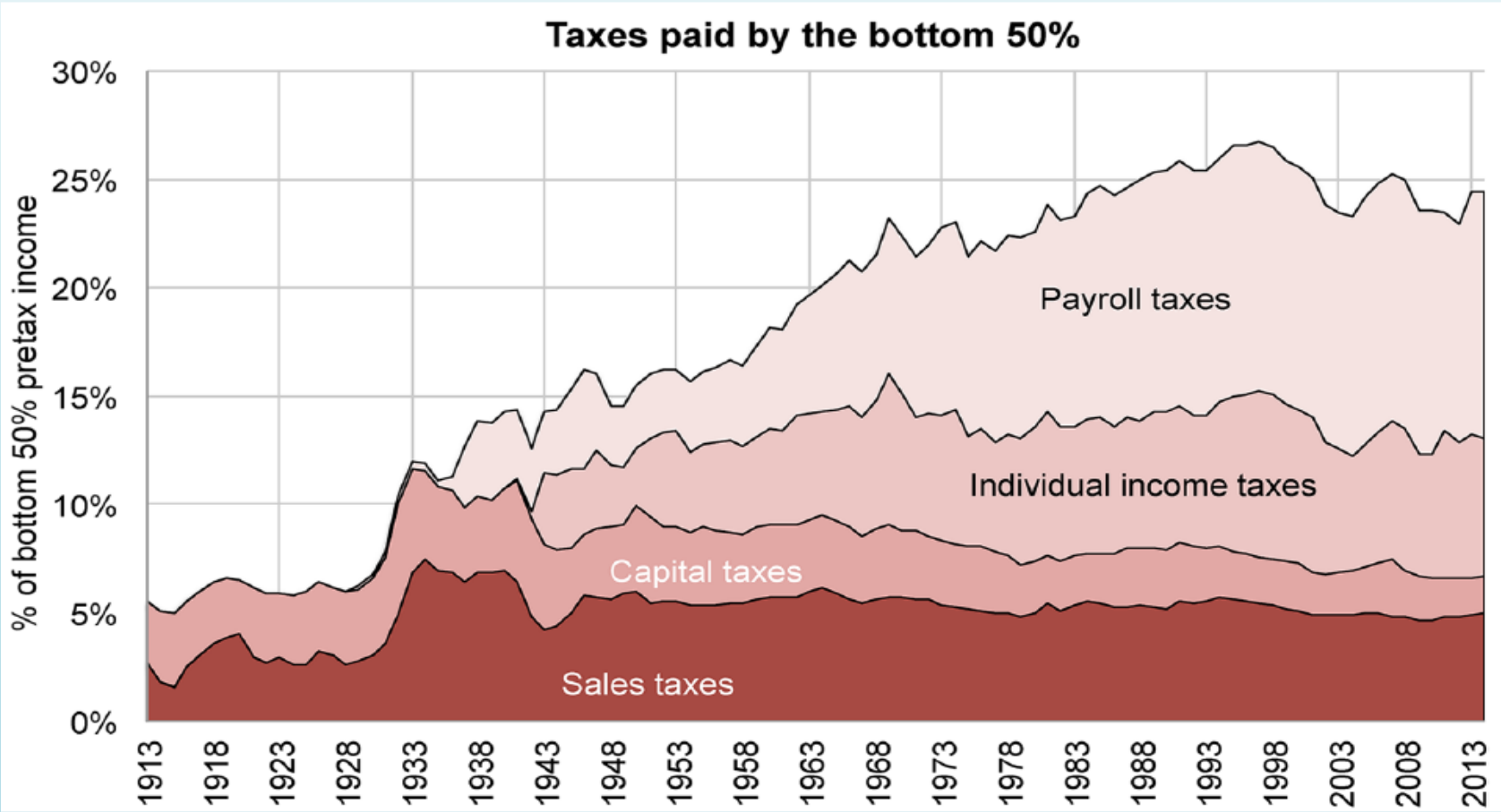
〔出所〕 The Institute for Fiscal Studies, Fiscal Facts/Tax Tables および OECD Revenue Statistics 掲載データより著者作成.

図 2-6 資本から労働への税負担シフト



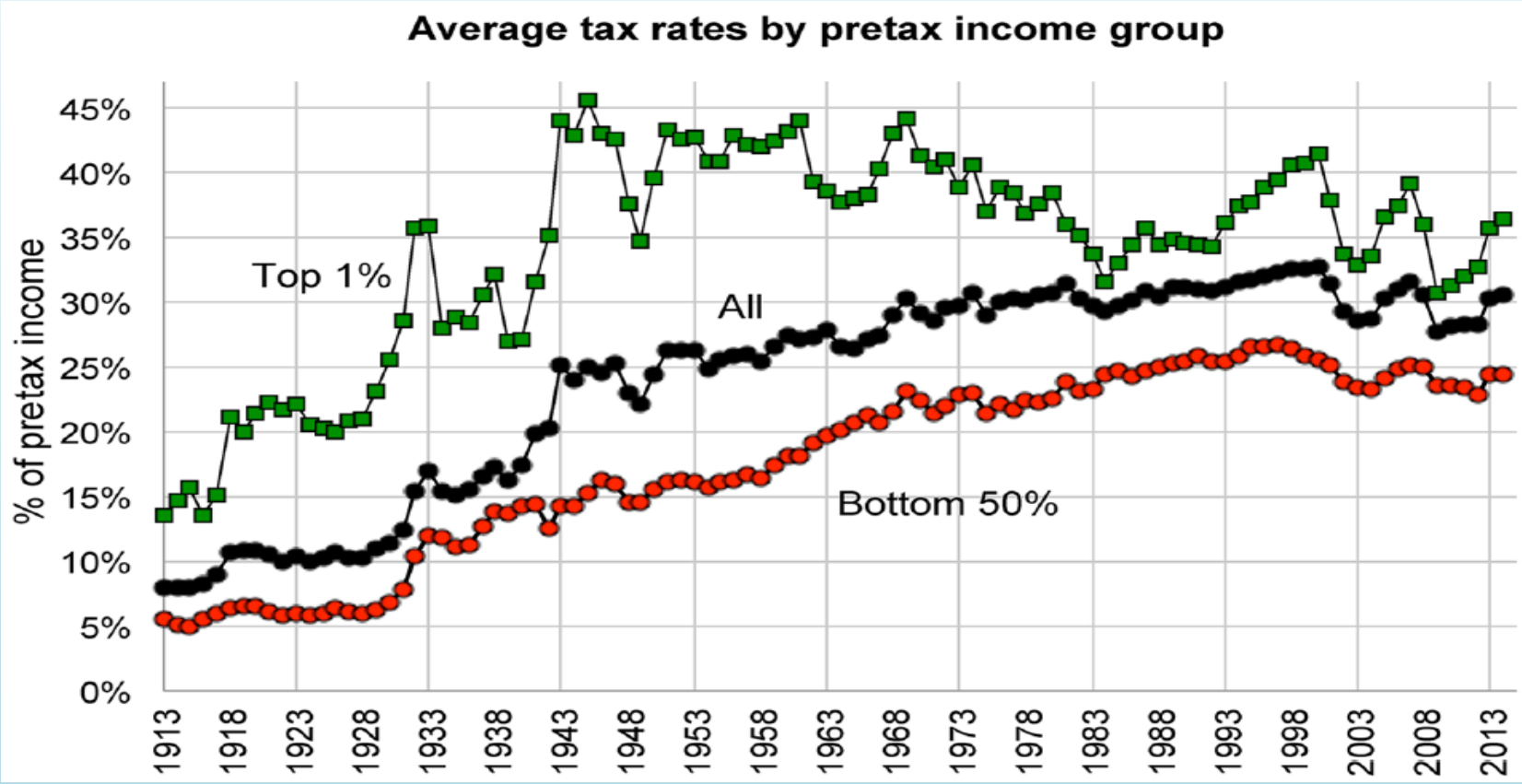
[出所] Saez and Zucman (2019), p.96, Fig.5.2.

図 2-7 所得階層ごとの平均税率



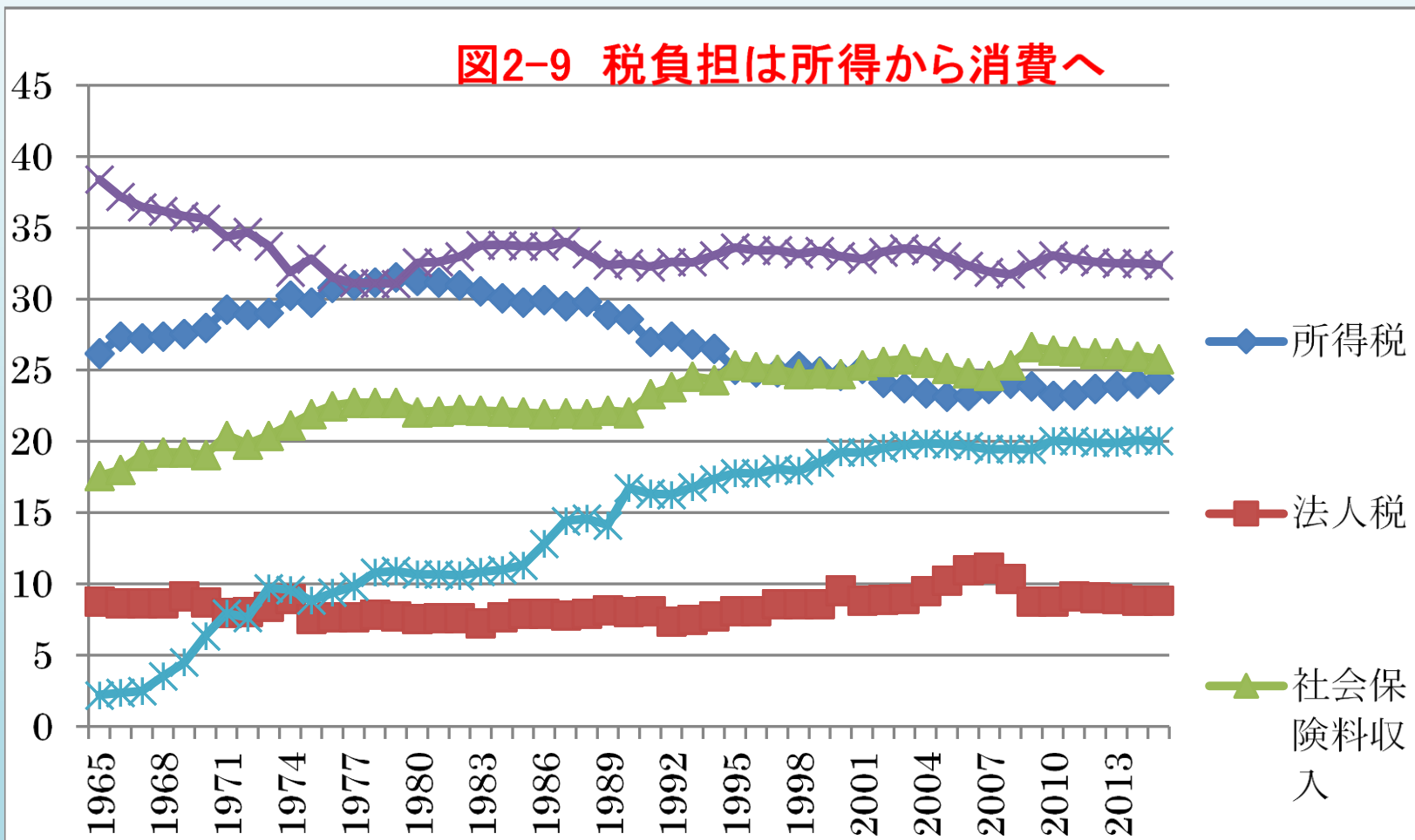
[出所] Piketty, Saez and Zucman (2018), p.599, Figure IV.

図 2-8 所得階層ごとの平均税率の推移



[出所] Piketty, Saez and Zucman (2018), p.599,FigureIV.

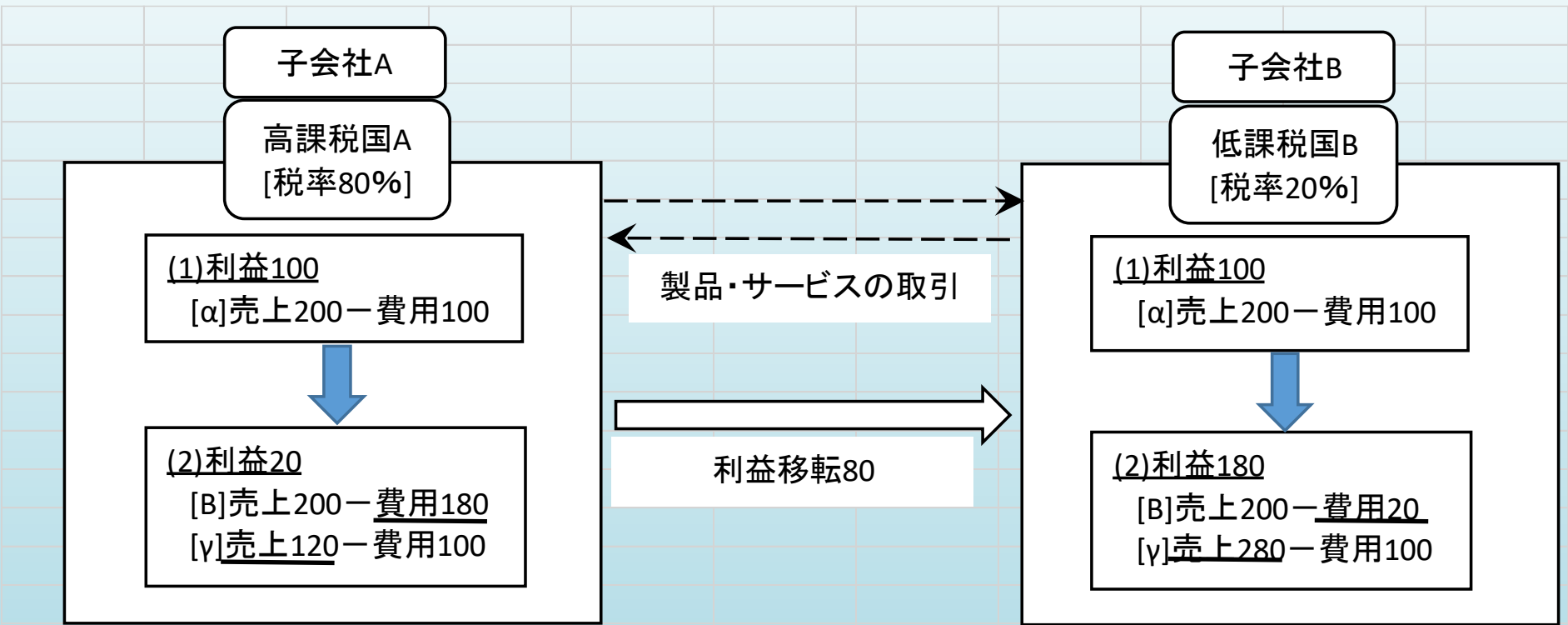
図2-9 税負担は所得から消費へ



[出所] OECD Tax Database 掲載データより著者作成.

租税回避のメカニズム

図 3-1 多国籍企業の利益移転による租税回避メカニズム

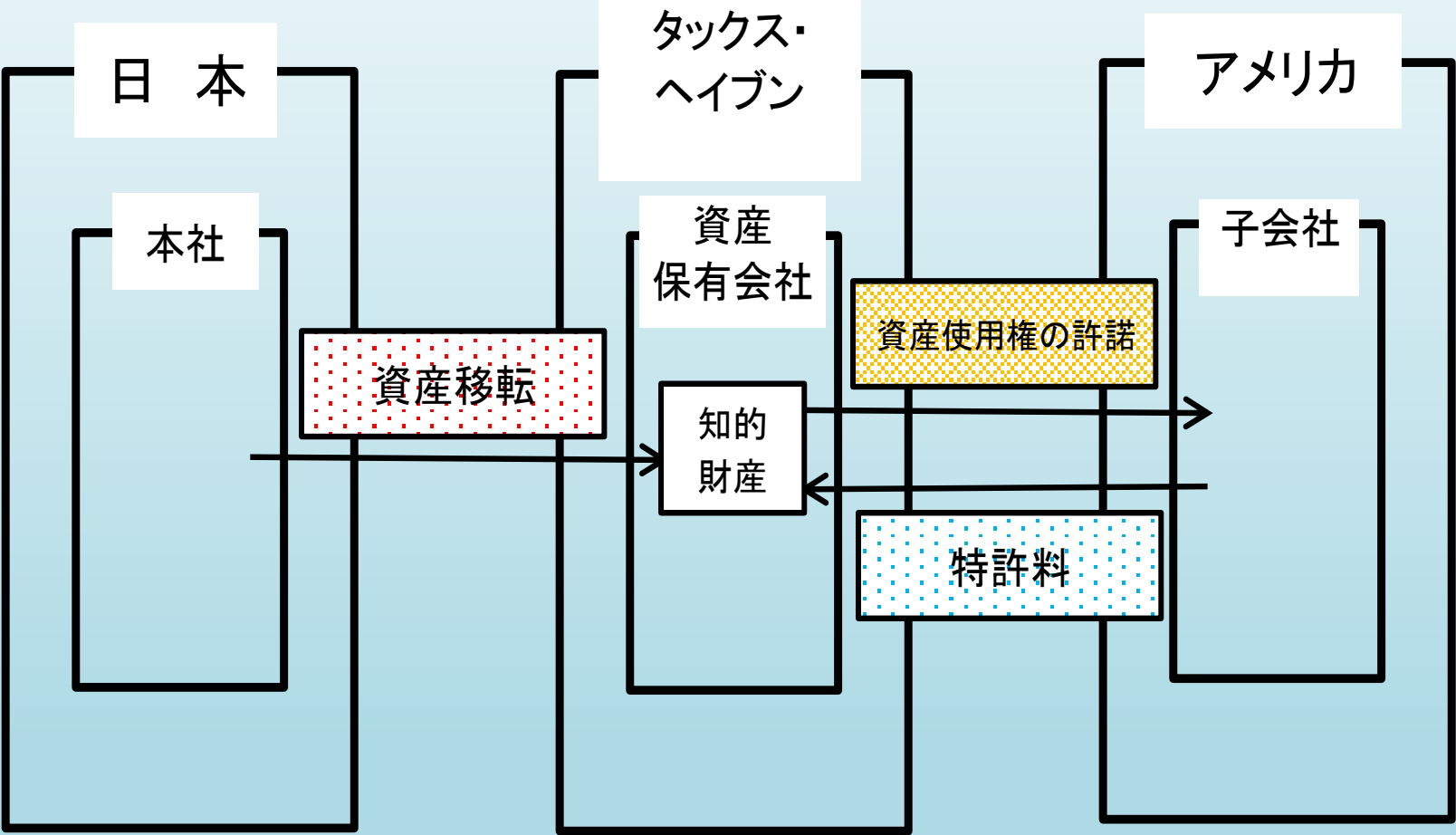


この多国籍企業のグローバル法人税負担

算式(1): $80[A国利益100 \times A国税率80\%] + 20[B国利益100 \times B国税率20\%] = 100$
算式(2): $16[A国利益20 \times A国税率80\%] + 36[B国利益180 \times B国税率20\%] = 52$

[出所] 著者作成.

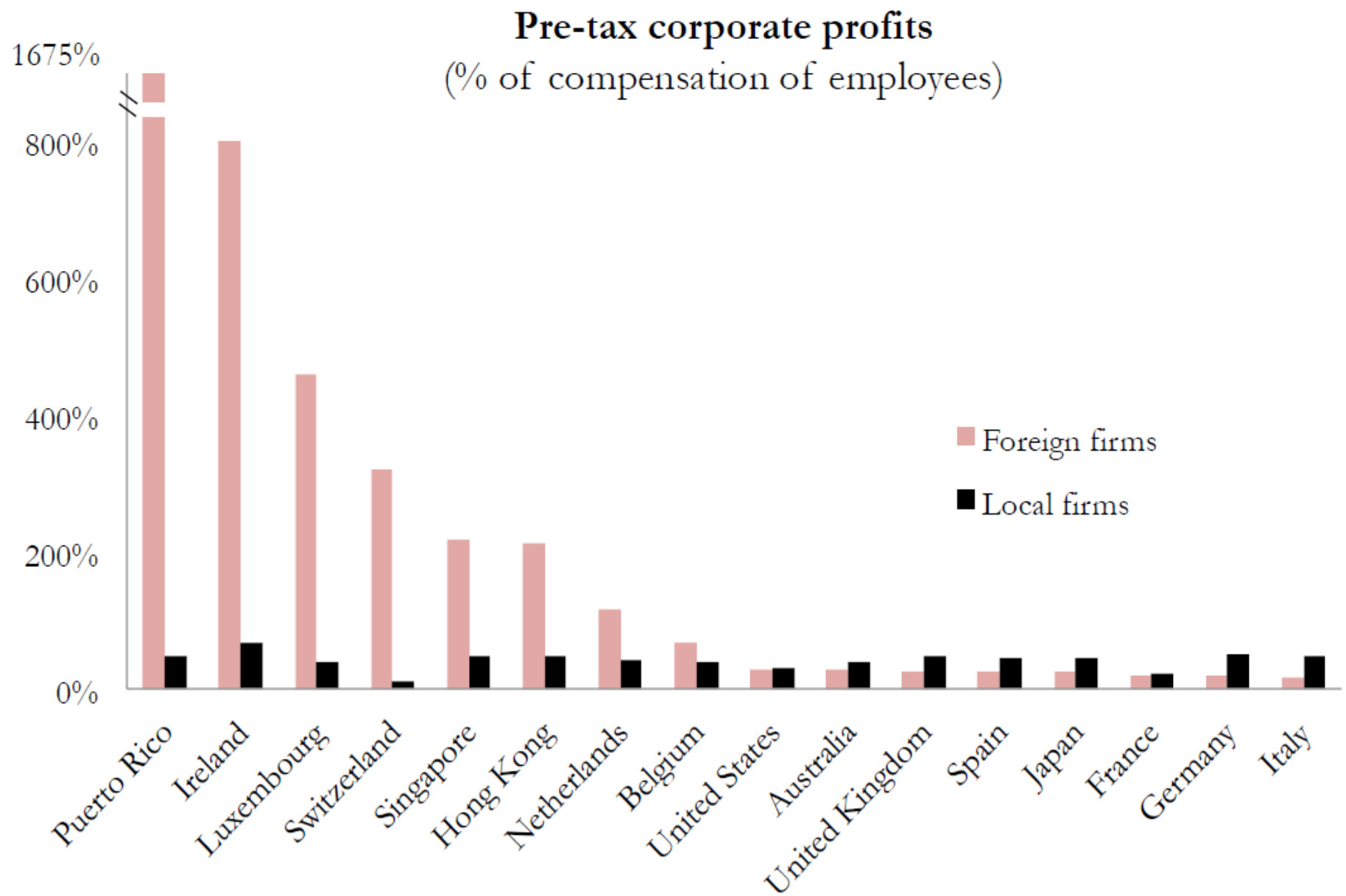
図 3-2 タックス・ヘイブンの仕組み



[出所] 著者作成.

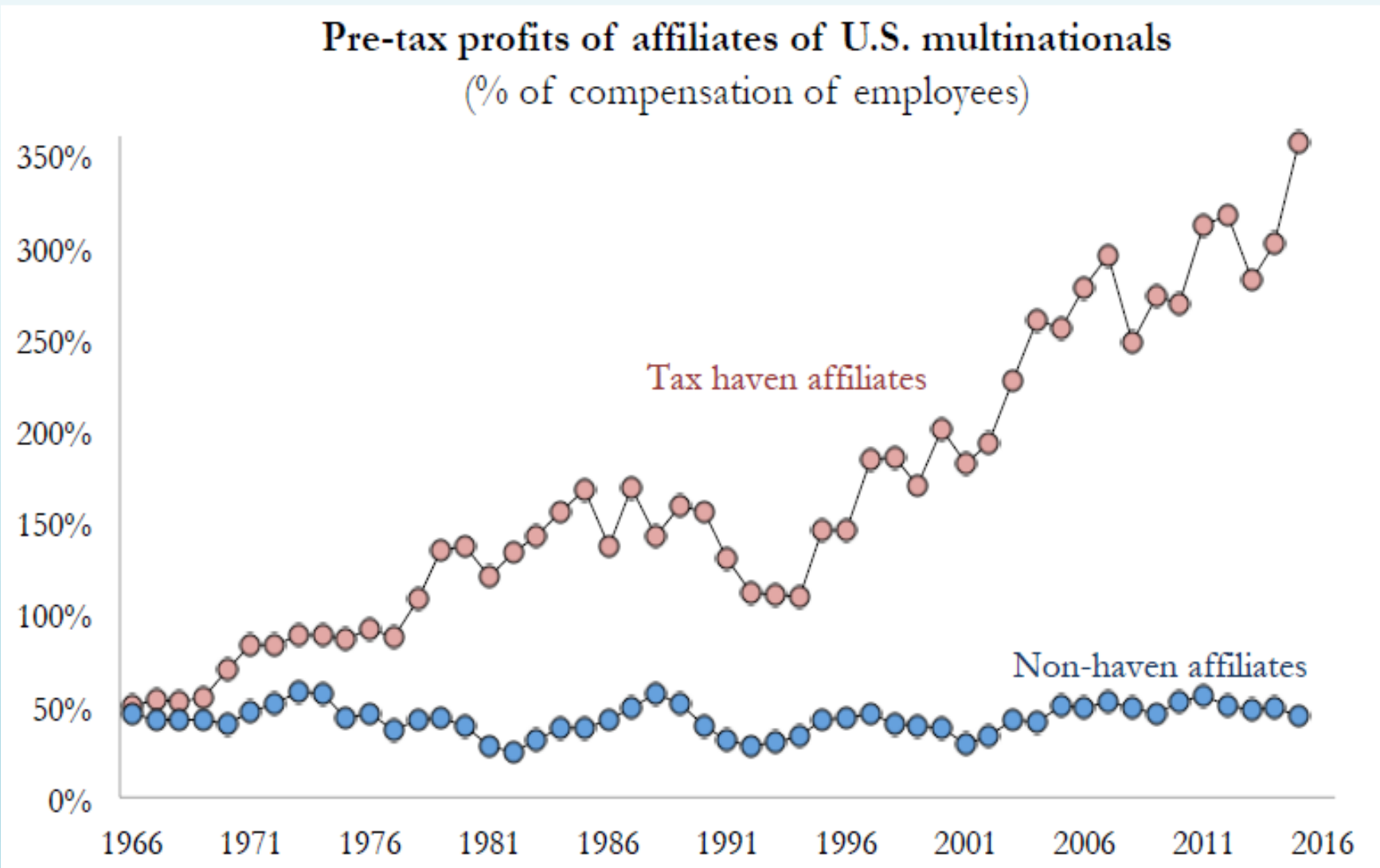
どれほどの規模の租税回避が
行われているのか

図 3-3 外国企業 vs.国内企業の収益性比較



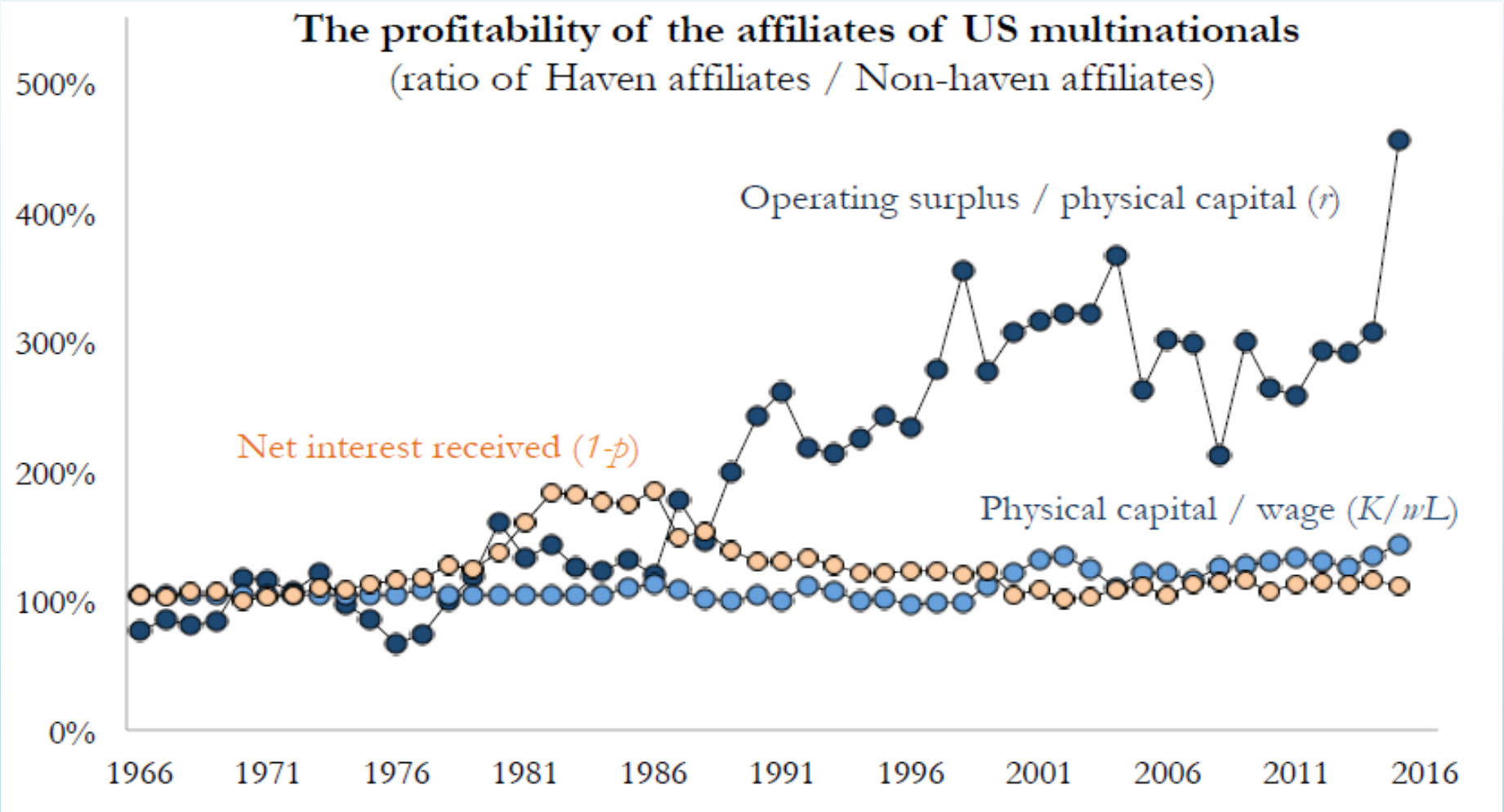
〔出所〕 Tørsløv et al. (2018), Appendix, Figure 4.

図 3-4 利益移転の増加



[出所] Tørsløv et al. (2018), Appendix, Figure 5.

図 3-5 アメリカ企業の利益—租税回避地子会社 vs. 非租税回避地子会社



[出所] Tørsløv et al. (2018), Appendix, Figure 6.

表 3-1 移転された利益—国別推計(2015 年)

	Reported pre-tax profits	<i>Of which: Local firms</i>	<i>Of which: Foreign firms</i>	Shifted profits	Effective corporate tax rate	Corp. tax revenue loss/gain (% collected)
OECD countries						
Australia	179	151	28	12	30%	7%
Austria	48	37	11	4	18%	11%
Canada	143	96	47	17	35%	9%
Chile	68	58	10	5	15%	11%
Czech Republic	34	16	17	2	20%	5%
Denmark	52	47	5	3	15%	8%
Estonia	4	3	1	0	12%	10%
Finland	25	21	4	3	20%	11%
France	188	156	32	32	27%	21%
Germany	553	510	43	55	11%	28%
Greece	23	21	1	1	19%	7%
Hungary	21	11	10	2	11%	21%
Iceland	2	2	0	0	19%	22%
Israel	54	48	6	1	17%	2%
Italy	212	199	13	23	18%	19%
Japan	634	602	32	28	26%	6%
Korea	248	246	3	4	18%	2%
Latvia	4	3	1	0	10%	7%
Mexico	325	302	23	12	12%	10%
New Zealand	44	37	6	1	18%	5%
Norway	76	69	7	5	22%	8%
Poland	88	68	19	4	10%	8%
Portugal	27	22	5	3	23%	9%
Slovakia	12	6	5	1	25%	5%
Slovenia	3	2	1	0	18%	6%
Spain	159	138	21	14	18%	14%
Sweden	63	39	24	9	23%	13%
Turkey	213	209	4	5	6%	8%
United Kingdom	425	353	72	61	17%	18%
United States	1,889	1,737	153	142	21%	14%
Main developing countries						
Brazil	274	245	30	13	20%	8%
China	2,069	1,906	162	55	20%	3%
Colombia	59	52	7	1	29%	2%
Costa Rica	13	12	1	1	12%	19%
India	376	368	8	9	10%	8%
Russia	290	253	37	11	14%	5%
South Africa	76	68	9	4	25%	6%
Tax havens						
Belgium	80	48	32	-13	19%	16%
Ireland	174	58	116	-106	4%	58%
Luxembourg	91	40	51	-47	3%	50%
Malta	14	1	13	-12	5%	90%
Netherlands	195	106	89	-57	10%	32%
Caribbean	102	4	98	-97	2%*	100%
Bermuda	25	1	25	-24	0%	
Singapore	120	30	90	-70	8%	41%
Puerto Rico	53	10	43	-42	3%	79%
Hong Kong	95	45	50	-39	18%	33%
Switzerland	95	35	60	-58	21%	20%
Other				-51		

[出所] Tørsløv et al. (2018), Appendix, Table 2.

租税回避を助け、国際協調を妨げる者

租税回避産業の勃興

- 「租税回避産業(tax-dodging industry)」の存在
 - デロイト(Deloitte)、アーンスト&ヤング(Ernst & Young: EY)、KPMG、そしてプライスウォーターハウスクーパース (PricewaterhouseCoopers: PwC)の「ビッグフォー」と呼ばれる四大会計事務所
 - ビッグフォーや多国籍企業には、移転価格税制の専門家として従事する従業員が世界で25万人
- 1990年代以降、租税回避産業は多国籍企業に、グループ企業内取引を用いた節税ビジネスを働きかけ
- 客観的で観察可能な市場価格が存在しない無形資産を活用し、移転価格設定で多国籍企業側の自由裁量を拡張

現状固定化の圧力と背景思想

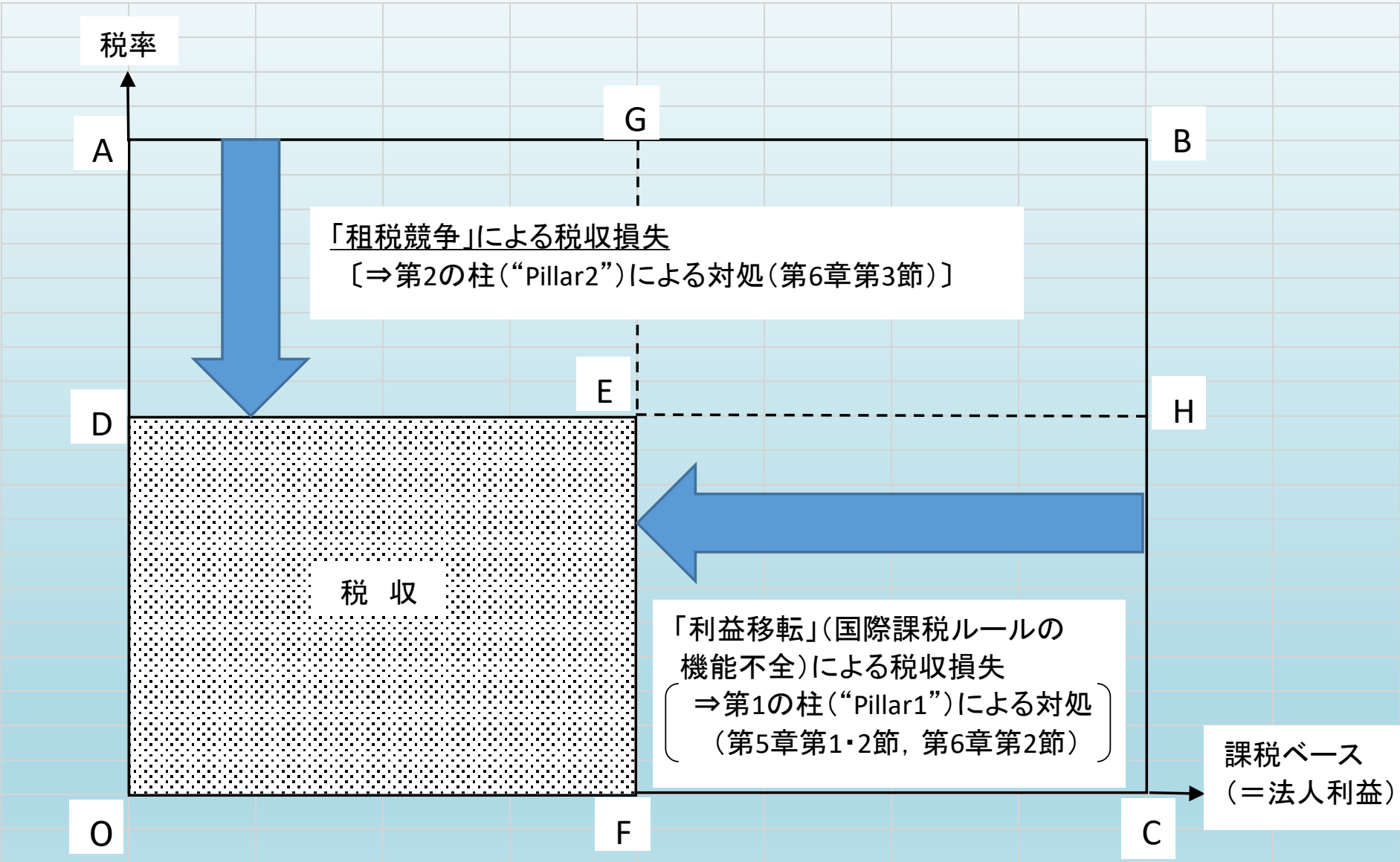
- 多国籍企業も租税回避産業も、現状に既得権
- 改革に反対して強力なロビーイング活動を展開
- OECDもまた、現状変革よりは固定化へ
- ブレナン＆ブキャナン(1986年ノーベル経済学賞受賞者)の世界観
 - 「租税競争は善であり、それがなければ政府は膨張してしまう」
 - 「選挙を通じて選出された多数派は、資産保有者に対して過剰に課税する傾向にあり、資産保有者はまさに多数派の専制による犠牲者となる可能性がある」
 - 「税制をめぐる国際協調は政府間カルテル」(クノッセン 1990)。
- どうやって「政府間カルテル」を防ぐのか？
 - 【1】 租税競争によって分断、政府間協力の進展を抑止
 - 【2】 議会における民主的決定を制約するルールの形成、財産権侵害を掣肘できる裁判所の活用

現状固定から改革へ

- 1980年代以降のグローバル化、2010年代以降のデジタル化、無形資産を活用した租税回避の激化は、現行移転価格税制の手直し程度では通用しないことを明らかに
- 2012年にOECDは、BEPS(Bae Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)プロジェクトを開始
- 2015年にはその最終報告書が公表、だが既存国際課税ルールの手直しが中心
- 積み残されたデジタル課税への具体的対応をフランス、ドイツ、イタリア、スペインなど欧州諸国が求めた
- それが契機となって、約100年ぶりの包括的な国際課税ルール見直しへ

なぜ国際課税ルールの見直しが
必要なのか

図 4-1 グローバル化／デジタル化による税収損失への対処策



[出所] 著者作成.

時代遅れのルール:「独立企業原則 (Arm's Length Principle: ALP)」

- 移転価格税制はもともと、多国籍企業が関連会社間で取引を行う際の恣意的な価格づけを防ぐために導入(「第1の役割」)
- 同時に、各国間で法人利益に対する課税権を配分するという役割も(「第2の役割」)
- ところがグローバル化により、多国籍企業がグループ統合度を高め、統合利益が発生。グループ各社が「独立企業」であるとの想定が現実と不適合に
- さらに、経済のデジタル化により無形資産の重要性が高まり、移転価格が参照すべき妥当な市場価格を見出しにくくなった

時代遅れのルール「PE(Permanent Establishment: 恒久施設)ルール」

- 国内に「恒久的施設(PE)」がなければ、その企業の利益に課税できないというルール
- だがデジタル企業は、物理的拠点を經由せず直接オンラインで消費者にアクセスできる
- 結果、「市場国」には、税収が入ってこない
- 現行の国際課税ルールが、グローバル化／デジタル化という経済構造の変化に対応できていない

新たな国際課税ルールは可能か

表 5-1 デジタル課税に関する OECD の歩み

2015 年 10 月	BEPS 最終報告書の公表(OECD 2015)。ただし、行動 1 におけるデジタル課税の課題を指摘するに留め、その解決策は提示されず。
2018 年 3 月	デジタル課税に関する論点整理を行った中間報告を公表(OECD 2018a)
2018 年夏	アメリカが「マーケティング無形資産」提案を提示
2019 年 2 月	「マーケティング無形資産」提案を含む、デジタル課税への 3 つの選択肢を提示した公開協議文書を公表(OECD 2019a)
2019 年 10 月	デジタル課税に関する「統合提案(“Unified Approach”)」を公開協議文書で提示(OECD 2019b)
2019 年 11 月	「グローバル最低税率」提案に関する公開協議文書を公表(OECD 2019c)
2020 年 1 月	140 カ国・地域からなる全体会合で統合提案をもとに政治合意を目指すことで大筋合意
2020 年 10 月	全体会合にて最終合意(予定)
2020 年 11 月	G20 会合(サウジアラビア)にて政治合意(予定)
2020 年末まで	最終報告書を策定・公表(予定)

[出所] 著者作成.

OECDが提示した3つの選択肢

【1】「利用者参加」(User Participation)・・・イギリス提案

- 本提案は、デジタル経済では生産者だけでなく消費者／利用者も市場に積極的に「参加」して価値創造に貢献している、と主張

【2】マーケティング無形資産(marketing intangibles)・・・アメリカ提案

- 本提案は無形資産を、①「マーケティング無形資産(marketing intangibles)」と、②「営業無形資産(trade intangibles)」とに区別。
- ①の投資は主として消費者居住地国、②はその企業の本社立地国で行われる
- 法人利益への課税権は、①と②に関する法人の全体利益への寄与度に応じて、本社立地国と消費者居住地国で分割すべきと主張

【3】定式配分(formula apportionment: FA)・・・インドなど新興国提案

- 本提案は、(1)多国籍企業のグローバル利益を確定させ、(2)それを国際合意、あるいは多国籍企業立地国間の合意によって定められた一定の配分要素(資産、雇用、そして売上など)を含む定式を用いて関係各国に配分し、(3)それによって確定した利益に対して各国がそれぞれ課税権を保有する、という考え方
- この提案の下では、PEルールも独立企業原則も意味をもたなくなる
- 最大のネックは、配分公式は国際的に合意される必要があり、それが政治的にきわめて困難な点

OECDの新しい国際課税ルール提案

図 5-1 OECD デジタル課税提案における課税権の配分

ステップ(a)	多国籍企業のグローバル利益					
ステップ(b) 課税利益A	非通常利益（残余利益）			通常利益		
ステップ(c) 課税利益B	「マーケティング無形資産」による利益貢献分		「営業無形資産」による利益貢献分			
ステップ(d) 課税利益C	A 国	B 国	C 国	D 国	E 国	

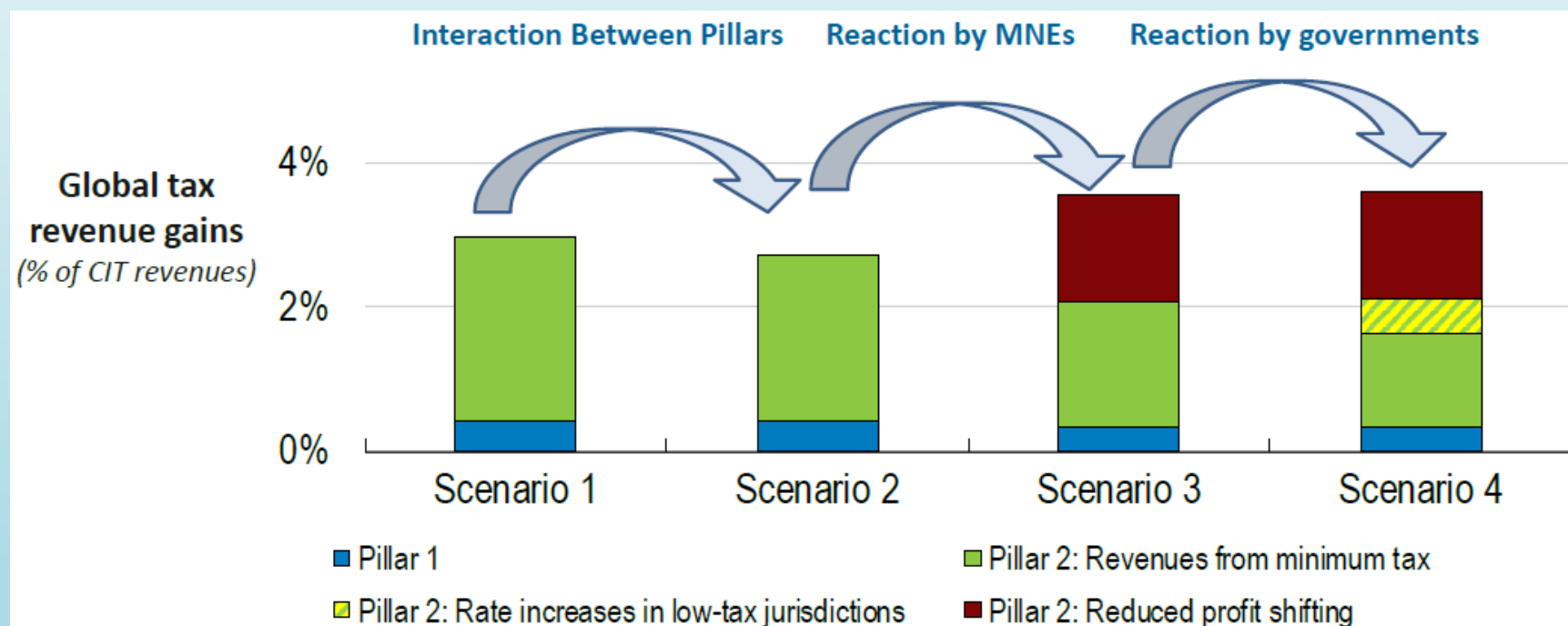
[出所] 著者作成.

OECD「統合提案」の意義

- 統合提案は、現行の国際課税ルールからの大きな飛躍。ケーキにナイフを入れて分割していくような「トップダウン方式」に転換
- 通常利益には移転価格税制を、残余利益には定式配分の要素を含む、新しい国際課税ルールを適用
- 残余利益は一律、営業利益率が10%を超える利益部分とする。残余利益のうち「マーケティング無形資産」による貢献分は、一律20%とする
- 多国籍企業のグローバル利益を最終的に消費者の居住国同士で分割する際に、「売上高」を指標として採用。これにより、新たな租税競争を防ぐ

OECD提案は失われた税収をどれほど取り戻せるのか

図 5-2 統合提案導入によるグローバルな税収効果



[出所] OECD, 13 February 2020.

表 5-2 OECD 統合提案の導入が各国の税収に与える影響(%)

国名	BEA データによる試算			IRS データによる試算		
	S%	P%	S%－P%	S%	P%	S%－P%
カナダ	9.4	4.9	4.6	7.6	5.0	2.6
中国	6.0	3.8	2.2	5.8	4.2	1.6
アイルランド	5.9	13.9	-8.0	7.6	4.6	3.0
スイス	5.6	6.1	-0.4	6.4	7.7	-1.3
ドイツ	5.4	1.7	3.8	5.0	1.1	3.9
オランダ	4.7	13.6	-8.9	5.0	6.3	-1.3
日本	3.8	3.4	0.3	3.5	3.9	-0.4
フランス	3.2	0.9	2.3	3.0	0.8	2.2
ブラジル	2.9	0.4	2.4	2.6	0.9	1.7
ルクセンブルク	1.3	4.1	-2.7	1.8	3.9	-2.1
ケイマン諸島	1.0	4.3	-3.3	1.3	9.2	-7.9
バミューダ	0.9	1.3	-0.5	1.1	5.1	-3.9

[出所] Sullivan (2020), Table 2A & 2B のうち一部を訳出して転載.

表 5-3 OECD 統合提案の導入が米国多国籍企業の納税額に与える影響(10 億ドル)

企業名	BEA データによる試算			IRS データによる試算		
	合衆国	非合衆国	世界全体	合衆国	非合衆国	世界全体
アップル	175	169	343	175	65	239
アルファベット	75	43	118	75	11	86
フェイスブック	64	59	123	64	22	86
マイクロソフト	255	-67	188	255	-84	171
J&J	104	-17	87	104	-28	75
ファイザー	312	-171	141	312	-154	158
アマゾン	0	0	0	0	0	0
キャタピラー	0	0	0	0	0	0
スターバックス	-5	11	6	-5	7	2

[出所] Sullivan (2020), Table 4 のうち一部を訳出して転載.

ネットワーク型課税権力の誕生

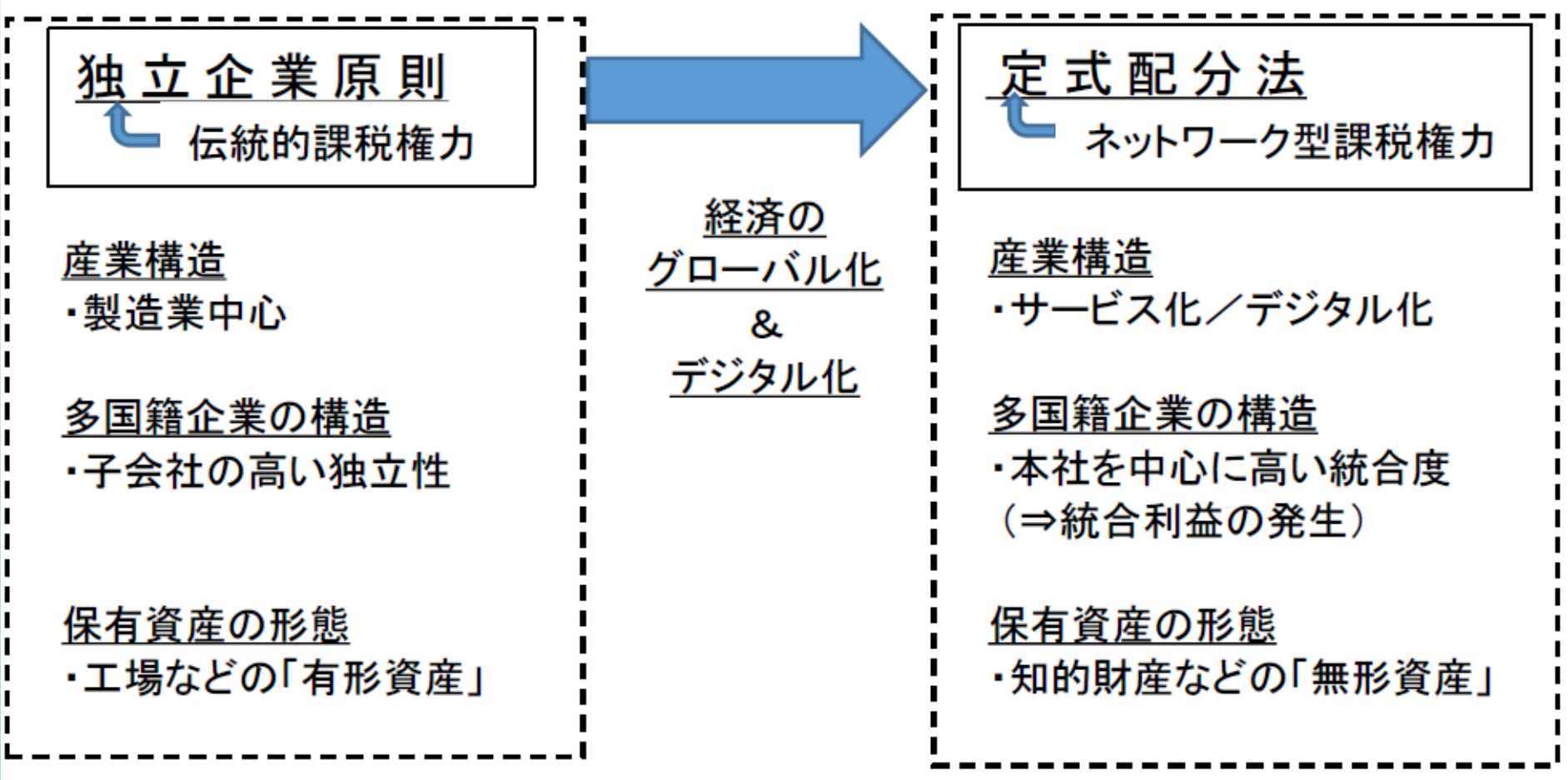
ネットワーク型課税権力とは

【1】多国籍企業課税ベースの共有化
(OECD「第1の柱」、本章第2節)

【2】グローバル最低税率の設定 (OECD「第2の柱」、本章第3節)

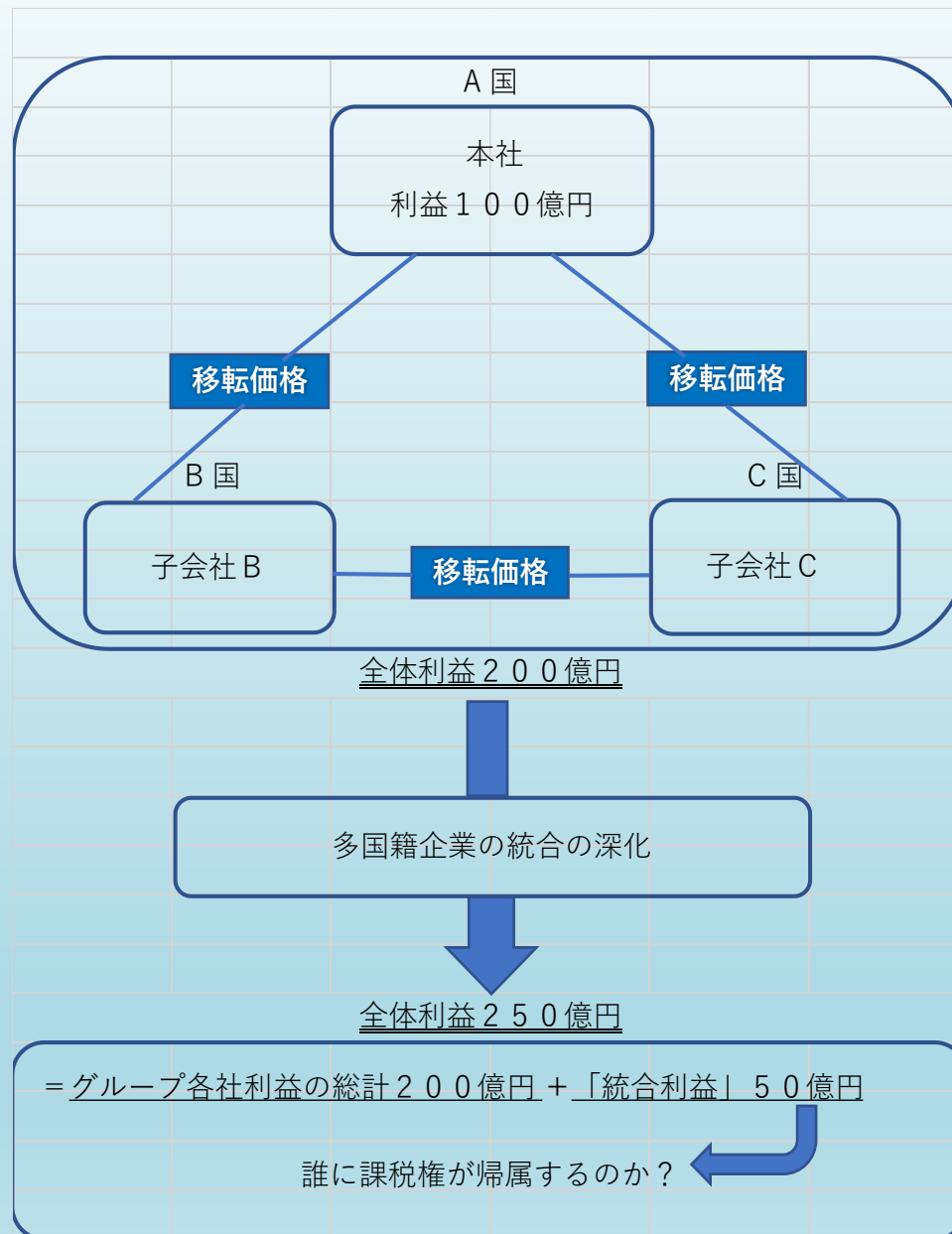
【3】以上【1】、【2】を実行する前提条件としての租税情報の国際的な交換・共有

図 6-1 「独立企業原則」から「定式配分法」への移行



[出所] 著者作成.

図 6-2 多国籍企業の統合利益と課税権の配分



[出所] 筆者作成.

「多国籍企業課税ベースの共有化」 とは

- 以上の移転価格税制の問題を克服する有力な方法は、「定式配分法」を導入すること
- 具体的には、
 - (1)まず多国籍企業の全体利益を把握
 - (2)それを資産、雇用、売上という客観的配分要素に基づく定式により(OECD統合提案「第1の柱」の場合は売上)、子会社に利益を配分
 - (3)こうして子会社の利益が確定すれば、各国政府は自国立地の子会社利益に課税する権利を保有

OECDの立場の転回―「定式配分法」 の否定から接近へ

- OECDは、公式的には定式配分法の採用に一貫して否定的立場
- だが現実には、独立企業原則の諸問題を解決する必要から、実質的に定式配分法へ接近
- 移転価格税制において「利益分割法(profit split method: PSM)」のより広範な適用を推奨。これは、定式配分法に近似
- 両者が異なる唯一の点は、配分要素の決め方
- だがOECDも認めるように、利益分割法を実行するには必要情報量が膨大で、関連企業の比較分析を行うために会計システムの共通化も必要
- 定式配分法の方が、よほどシンプル

歯止めとしての「グローバル最低税率」導入提案～「第2の柱」

- 「グローバル税源浸食(Global Base Erosion: GloBE)」と名づけられたグローバル最低課税提案は、以下の4つの構成要素からなっている
 - a) 所得合算ルール(income inclusion rule): 外国子会社や海外支店の所得に適用される実効税率が最低税率未満であれば、課税を行うべき
 - b) 過少課税支払ルール(undertaxed payments rule): もし、関連者への課税支払いが最低税率以上となっていない場合、控除否認もしくは子会社の立地国(源泉地国)での課税を実施
 - c) スイッチオーバールール(switch-over rule): PEに帰属する利益や(PEを構成しない)不動産から引き出される利益が最低税率未満でしか課税されていない場合、居住地国に対し免除方式から税額控除方式への移行を容認
 - d) 課税対象ルール(subject to tax rule): 関連者への課税支払が最低税率に満たない場合、特定の所得項目に関して租税条約上の特典を調整したり、子会社の立地国での源泉課税その他の課税を行うことで、過少課税支払ルールを補完

- 以上、OECDの国際課税ルール論議を通じておぼろげながら見えてきたのは、「多国籍企業」という形で企業が国境を越える経済活動を活発化させ、租税回避を激化させてきたのに対し、国家の側も国際課税ルールの共通化という形で国際協調を進めることで対抗し、租税回避を封じ込めようとしている、という構図である。これは、国家こそが課税主権の唯一かつ排他的な主体であるという、19世紀以来の国家観からの脱却をも意味する。
- つまり、多国籍企業に対抗するために国家はようやく、グローバル次元で相互に協力し合うことのメリットを理解し、情報交換を緊密に行いつつ課税ベースと税率で共通化を図る方向に大きく舵を切ったと言える。これは、国家の否定や消滅を意味するわけでも、世界政府の成立を意味するわけでもない。国家は厳然として存在するし、今後もそうだろう。重要なのは、自己完結的な課税権力から脱却し、「ネットワーク型課税権力」の樹立に向けて国際社会が真剣に取り組み始めた点にある。私たちは、「課税権力のグローバル化」が進行しつつあるのを目撃しているのであり、それはまさに、「課税権力の新しい形」の模索に向けた、新たなプロセスの始まりに他ならない。

治療薬とワクチンを国際公共財に

支持を集める「国際公共財」概念

- 2020年4月の国連総会では、感染症に対する治療とワクチンへのアクセスが、万人に対して廉価な価格、もしくは無償で保障されるべきだという考え方が明記され、それを実現する国際協力の必要性が謳われた
- 2020年5月19日に初のバーチャル会議として開催された世界保健総会でも、感染症に対する治療薬とワクチンを「国際公共財」として捉えることに、多くの国々から支持表明がなされた

知的財産権をどう扱うか

- 知的財産権の「強制実施権(compulsory licensing)」

- 途上国政府がこの強制実施権を行使することで、治療薬・ワクチンの特許が保護期間中でも、ジェネリック版(後発医薬品)の開発・販売を許容
- 1995年に世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)の一環として発効したTRIPS(Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)協定において明確化
- 2001年の「TRIPSと公衆衛生に関するドーハ宣言」において、国家的な緊急事態とは何かを決定する権限が各国政府にあり、強制実施権を行使する権利をもつことが確認されている
- パンデミック発生を受けた2020年5月の世界保健総会決議案でもTRIPS協定およびドーハ宣言への言及がなされ、感染症治療とワクチンへの公平なアクセス権が謳われた

強制実施権に反発するアメリカ

- アメリカは当初、決議案がTRIPS協定およびドーハ宣言に触れることに反対、文言を削除しようとした
- それがうまく行かないと悟ると、「イノベーションに経済的動機を与えること(incentivizing innovation)」の重要性への言及を要求
 - 背後に、米国製薬会社の利益
 - 途上国政府に強制実施権を行使されると、利益は大幅に削られ、巨額の研究開発費を負担して治療薬やワクチンを開発する動機が失われるという理由
- 最終的に、アメリカの試みは欧州諸国やアフリカ諸国の反対にあって成功せず
- 治療薬とワクチンを国際公共財と位置づけるか、私的財として位置づけるかという根本対立が存在

日本経済新聞

朝刊・夕刊 ストーリー Myニュース 日経会社情報 人事ウオッチ 日経ビジネス

トップ 速報 マネー 経済・金融 政治 ビジネス マーケット テクノロジー 国際 オピニオン スポーツ 社会・暮らし 地域 文化 LIVE

ワクチン特許放棄、米政府が前向き 製薬会社は反発

バイデン政権 + フォローする

2021年5月4日 19:30 (2021年5月5日 11:15更新) [有料会員限定]



保存



Think! 多様な観点からニュースを考える

鈴木一人さん他3名の投稿



できる
ビジネス
オンライ
差をつけ



速報 >

23:30 北海道、札幌市
更新

23:29 米、20年の出生
更新 水準

23:24 4月の米雇用747
飲食で大幅増



朝日新聞
DIGITAL

速報 朝刊 夕刊 連載 特集 ランキング ...



お申し込み

ログイン

トップ 社会 経済 政治 国際 スポーツ オピニオン IT・科学 文化・芸能 ライフ 教育・子育て 医療・健康 地域

朝日新聞デジタル > 記事

新型コロナ情報 こちらで読めます>

医療サイト 朝日新聞アピタル

ワクチンの特許放棄「魔法ではない」 米国に独仏が反発

会員記事 新型コロナウイルス

ロンドン=和気真也、ブリュッセル=青田秀樹 江口英佑 2021年5月9日 19時50分

シェア ツイート B!ブックマーク メール 印刷



新型コロナウイルスのワクチン にかかわる 知的財産 (特許) の一時放棄を米国が認める意向を示したことをめぐり、ドイツ や フランス が反発している。「供給拡大」を理由にする米国に対し、ワクチン不足は米英が自国を優先して起こったという

おなかの中の命を見つめて

遺伝カウンセリングの専門家と、命について考える新連載です。



葬儀／葬祭サービスは
公益社へ

koekisha-kyoto.com

大切な方とのお別れを、心をこめてお手伝い。生前予約も可能。まずはご相談下さい

y.one.impact-ad.jp を待機しています...

国際連帯税による財源調達

- 「国際公共財か私的財か」、「製薬会社の利益保障」か「万人による公平なアクセス保障」かといった対立状況を克服する手法はないのか？
- 途上国とアメリカの対立軸を超克する一つの方法が、「グローバル・タックス」の導入
 - とくに「国際連帯税」と名づけられた租税は、市場価格で治療薬とワクチンを政府が買い上げ、それを廉価／無償で途上国に供給する仕組みを支える財源調達手段

なぜグローバル・タックスが必要か？

- グローバルな課題に、国際社会が共同で資金拠出(joint funding)を行なって対処する必要性が高まったため
- グローバル化にともなって南北間格差(the North-South Divide)が拡大し、グローバルな再分配機能を強化する必要性が高まったため
- 国境を越える経済活動のうち、負の影響を与える活動を制御する政策手段(policy instruments controlling negative impacts of cross-boarder economic activities)が求められているため
- グローバル化で国家による課税権力(power of taxation, taxing power)行使に制約が生まれてきたため、超国家機関(supranational institution)か多国間協力(multi-national cooperation)による国境を越える課税主権を創設し、世界均一課税(worldwide universal taxation)を実施する必要性が高まってきたため

グローバル・タックスの典型としての国際通貨取引税(*Currency Transaction Tax*)構想

- ノーベル経済学賞受賞者ジェームス・トービン(James Tobin)が1972年に最初に提唱
- 「ある通貨と他国通貨との現物取引(physical transaction)のすべてに、例えば1%といった、国際的に合意された一様な税(uniform tax)を課すこと」を提案
- 国際的な資本移動(capital mobility)によって困難に陥った、国内経済政策(domestic economic policy)の自律性(autonomy)を回復するため
- この提案の最も重要な点は、それが短期取引(short-term trading)にのみ重い負担を課す一方で、長期取引(long term trading)に対しては無視しうるほどの負担しか課さないという点

国際通貨取引税実施にともなう困難

- 租税回避(tax avoidance)の可能性
- 通貨取引税の導入で、本当に通貨価値の変動性(currency volatility)を抑制できるのか？
 - 単純なトービン税は、投機的取引(speculative trading)もリスク回避(risk avoidance)行動も一網打尽にするため、両者を一様に阻害する可能性
- パウル・シュパーン(Paul Spahn)による、「二段階トービン税(two-tier Tobin Tax)」の提案
 - 低税率による基礎税率部分(the underlying transaction tax)と、通貨価値の変動性が増大した場合に発動される「為替正常化課徴金(exchange-rate normalization duty)」の二つの部分からなる
 - 投機取引とリスク回避行動をうまく区別し、投機取引のみを抑制しようとしたのである。

グローバル課税としての国際通貨取引税 とグローバルガバナンス

- 国際通貨取引税は、本質的に国家主権(national sovereignty)を超える枠組みで導入・実施される「グローバル・タックス」に他ならない
- 税収使途(use of tax revenue)の決定権を誰が握るのか(国際機関 or 各国政府)
- グローバル・タックスが超国家機関による企業・市民に対する直接課税(direct taxation)の形態をとるなら、その課税方法や税収の使途は国家代表だけでなく、市民参加による合意形成機関(decision making organization)で決定されるべき
- 予算(budget)と決算(settlement of accounts)に関する情報が公開され、高い透明性を確保する必要性
- グローバル課税に関する市民の直接的コントロールを確保
- EU モデル

国際連帯税(International Solidarity Levy) の創設(2006年7月)

表2 国際連帯税の税率

	エコノミークラス	ファースト/ビジネスクラス
国内便	€1	€10
欧州便	€1	€10
欧州域外便	€4	€40

国際連帯税の特徴

- 乗り換え客を除き、フランスから航空便で出発する全ての乗客が課税対象
- 税収は、国際機関(UNITAID[国際医薬品購入ファシリティ])を通じて途上国の感染症対策(エイズ、マラリア、結核など)に用いられる
- 航空券課税(tax on air ticket)の形式をとったのは、航空便による負の外部性(negative externality)、航空便利用者の担税力(ability to pay)、課税技術上(tax administration)の容易さによる
- グローバル化による南北間格差拡大に対処するための再分配政策手段・・・薬剤購入(Drug Purchase)は現物給付による再分配(redistribution in kind)だと解釈できる

EU金融取引税(1) 経緯

- 2013年1月22日、EU経済・財務相理事会は、11加盟国が共同で「金融取引税」の導入を承認
- 導入予定国はベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、そしてスロバキア
- EUは当初、一斉導入を目指したが、イギリス等の強い反対で断念。11か国が2014年に先行実施の予定
- 金融取引税の1国レベルでの導入例はあるが、複数国による金融取引税の共同導入するのは税制史上初めて
- EUがその税収を加盟国とEUで分け合う「共通税」である点でも歴史的画期

EU金融取引税(2) 目的

(1)財源調達／負担の公平性を実現する手段としての側面

～リーマン・ショック後の巨額の公費投入が背景に

(2)投機抑制の政策手段としての側面の2面性

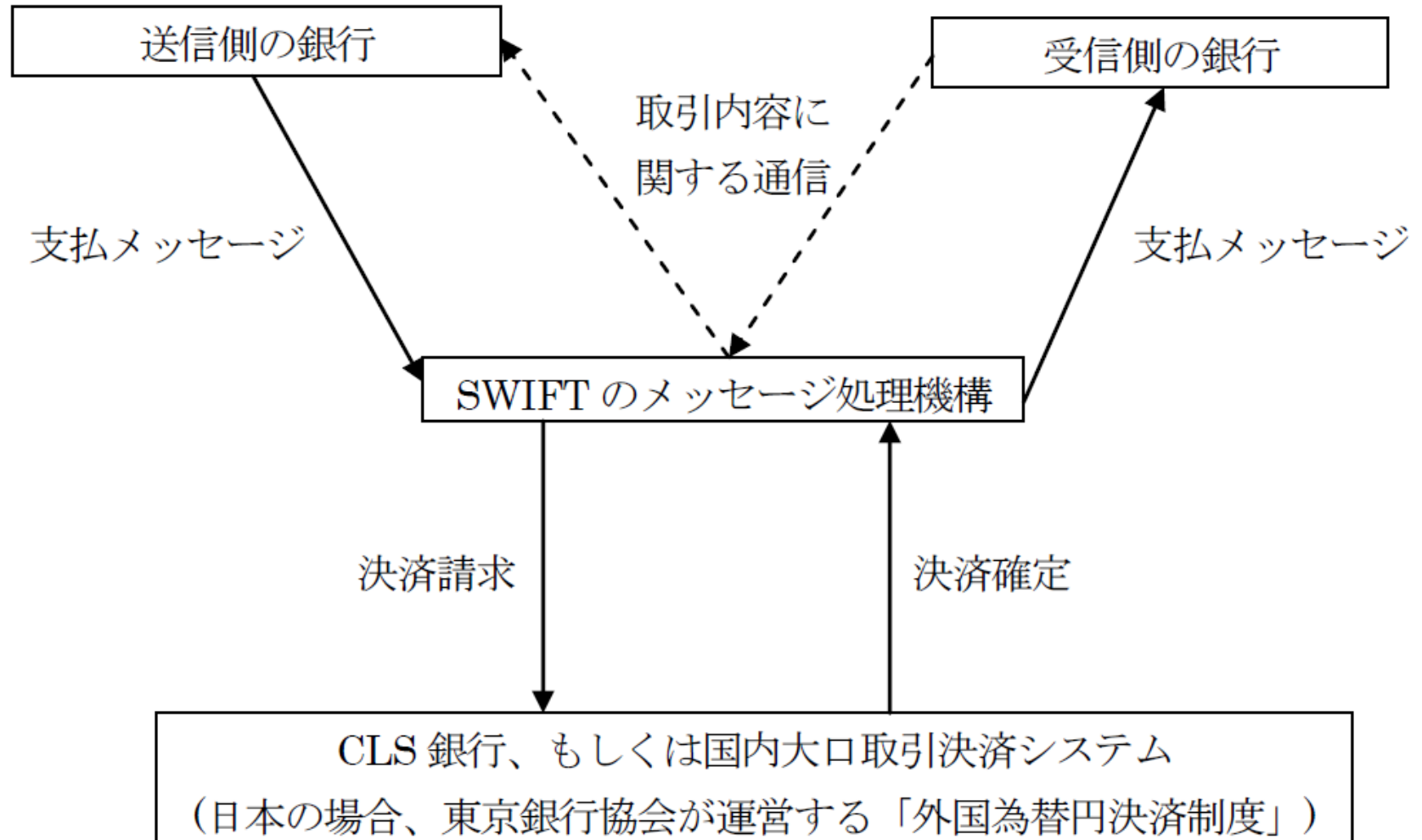
～「高頻度取引」の抑制

- 金融取引税がEUという超国家組織の財源調達手段として位置づけられている
- EUは、この税収分だけ、現在、EU加盟国が負担している分担金を引き下げる予定。こうしてEUは、その財政基盤を拠出金から独自財源に移行させることで、加盟国への財政依存を引き下げ、自らの立場を一層強化する目論み

EU金融取引税(3) 制度概要

- 課税対象: 金融派生商品を含めたあらゆる金融取引を対象
- 税率: 通常の金融取引に0.1%、金融派生商品に0.01%
- 課税原則: 「居住地原則」
 - (1)取引を行う金融機関の双方が導入国に立地する場合、それぞれ自らの立地国政府に納税
 - (2)もし一方の金融機関が取引税導入国、他方が非導入国に立地している場合、後者も納税義務を負い、両者は連帯して納税する
- 網羅的で、租税回避が行いにくい。もっとも、非導入国の支店同士で取引を行えば、租税回避できる

EU金融取引税(4) 課税インフラ

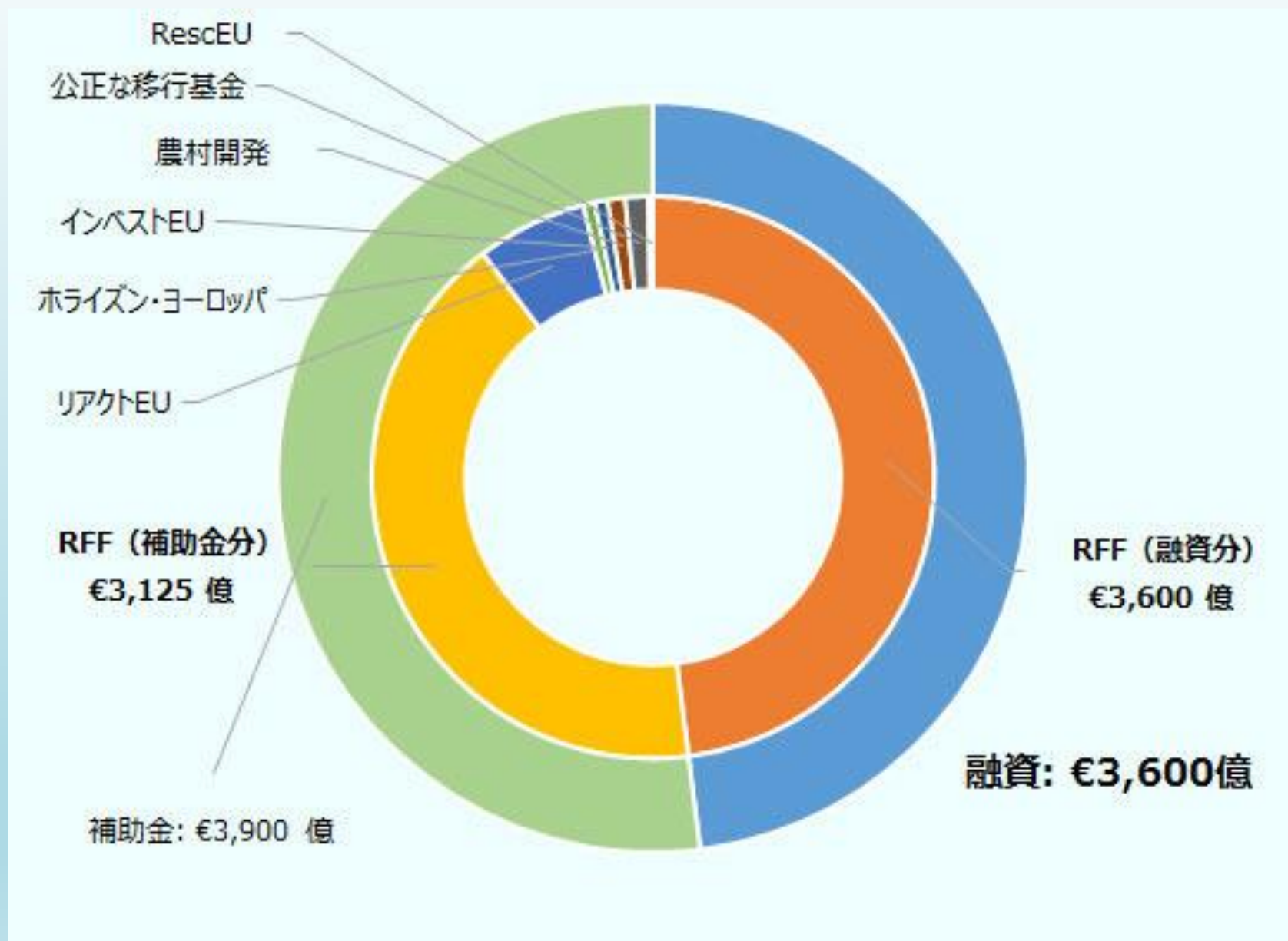


EU財政同盟への途？

国家財政主権から大きく転換

- 欧州委員会は2020年5月27日、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興計画案を公表
- その財源としてEU首脳会談は2020年7月21日、総額7,500億ユーロ規模の復興基金創設で合意、その内訳は補助金が3,900億ユーロ、融資が3,600億ユーロで決着
- 基金を構成する資金は、欧州委員会が市場から調達し、2028年から2058年までの30年間をかけて返済
- 事実上の「EU共同債」の発行を意味する
- 債務返済は、将来のEU予算と新規財源を充てる
- その主たる負担者は、財政が豊かな北部欧州だとみられるゆえ事実上、このスキームは北部欧州から南欧への財政移転を意味する

図2 復興基金の予算配分



[出所] 欧州理事会資料からジェトロ作成(吉沼 2020b).

EU新規財源とは？

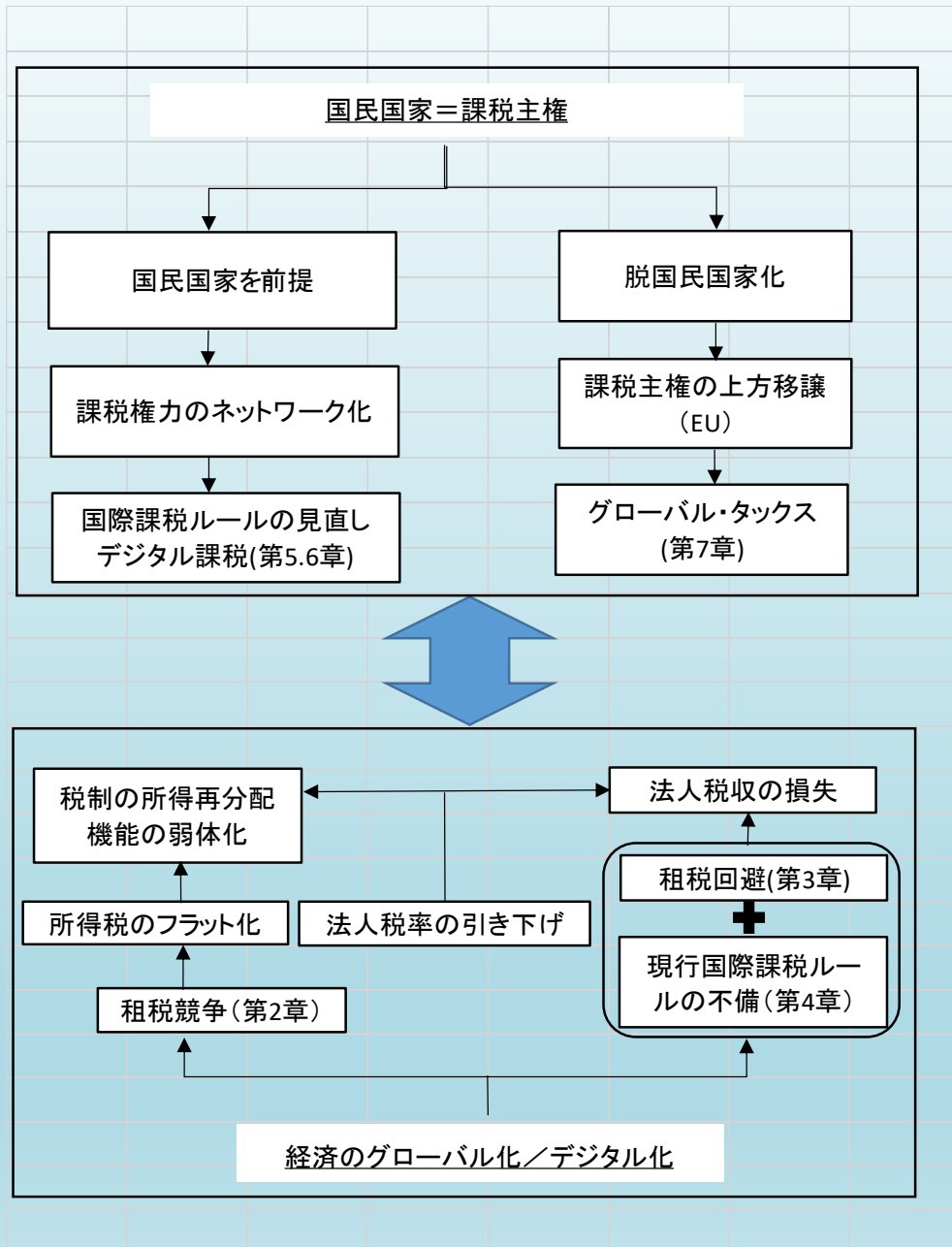
- 現在、EU予算は主に3つの財源(①EU共通関税、砂糖税などの伝統的財源[2018年総収入の13%]、②加盟国の付加価値税の一定割合[同11%]、そして③国民総所得比例の分担拠出金[同67%])で賄われている
- 新規財源の候補に挙げられているのは、
 - (1)EU排出量取引制度の海運や航空への対象拡大(年間100億ユーロの増収見込み)
 - (2)炭素税の国境調整メカニズム(50億～140億ユーロの増収見込み)
 - (3)EU単一市場から巨大な便益を引き出している企業への課税(共通連結法人税:100億ユーロの増収見込み)
 - (4)7億5000万ユーロ以上の売上高がある大企業に対するデジタル課税(130億ユーロの増収見込み)
- これらは、①その課税主体がEUという超国家組織であること、②課税対象がいずれも、国境を超える経済活動や、それにともなって生じる影響であること、③税収はEU予算を通じてEUの全体利益のために国際公共財の供給財源として活用されること、以上3点の理由から、上記(1)～(4)の新規財源が導入された場合には、グローバル・タックスの定義を満たすと考えられる

EUにハミルトンの到来か？

- 事実上のEU共同債の発行は、「ハミルトンの瞬間の到来か」と評価されている
 - 初代アメリカ合衆国財務長官のアレグザンダー・ハミルトン(1755年～1804年)は、独立戦争のために各州が発行した多額の公債を肩代わり、国債を発行して公信用制度を確立
 - 重い負債を抱えた州とそうでない州との間の対立を解消、連邦政府の主導の下、まとまりのある連邦制国家を形成
- EUの文脈では、共同債の発行によって各加盟国の公債がEUによって肩代わりされ(「EU共同債」)、北部欧州と南欧の対立を解消し、EUが連邦制国家てきなまとまりをもつ転換点になる・・・かもしれない
- 課税面では、グローバル・タックスを独自財源として加盟国から相対的に自立した課税権力として超国家組織EUが確立

租税民主主義を問う

図終-1 経済のグローバル化／デジタル化への課税権力の「対抗運動」



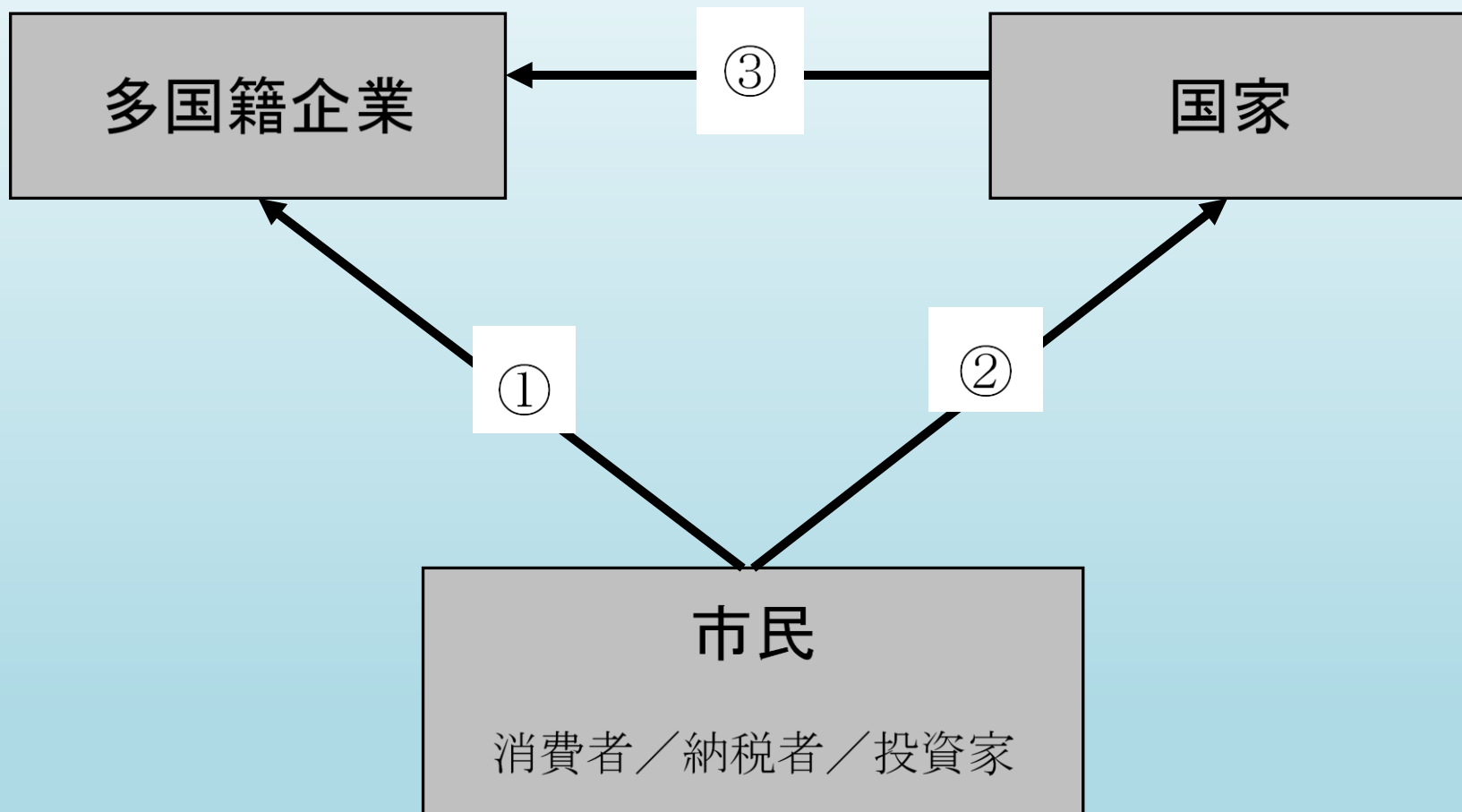
〔出所〕 著者作成.

税制の発展史からの教訓

- 税制は当初、比較的課税しやすい取引税(transaction tax)や流通税(circulation tax)から出発するケースが多い
 - 1871年に創設のドイツ帝国(Deutsches Kaiserreich)は当初、関税(customs duty)と共同消費税(common consumption tax)に依拠
 - ドイツ資本主義の発展にともなって経済活動は広域化、所得税が「邦国(Bundesstaat)」ごとに課税されていることの矛盾が顕在化
 - 1920年の「エルツベルガー改革(Erzberger tax reform)」で帝国(Reich)に所得税が移譲
- 現代では、EUがかつてのドイツ帝国と似た状況
- 経済がグローバル化しても、国民国家の課税権力は当面彼らにとどまる
 - より上位の課税権力は直接税(direct tax)ではなく、間接税(indirect tax)に頼らざるをえない
 - グローバル・タックスも間接税にならざるをえない
- 国際連帯税や国際通貨取引税構想、そして適応基金提案の多くが、何らかの形で取引や流通に課税しようとしているのは以上の理由による

グローバル・タックスへ向けての展望

- 将来的に、国際公共財(international public goods)供給する必要性はますます高まるから、その費用負担のあり方が大きな課題となることはまちがいない
- 長期的には、ODAからグローバル・タックスへ
 - ODAでは財源調達上の安定性が保たれない
 - グローバルな課題に対処するための共同費用を世界的に公平に配分する仕組みが必要
- グローバル・タックスの進化過程(evolutionary process)
 - まずは、流通や取引といった間接税の領域でのグローバル・タックス導入
 - 世界均一にではなく、協定を締結した国々による先行導入(unilateral introduction)
 - 租税としては、比較的単純で、支出と収入が結びついた目的税(earmarked tax)的なものから出発し、それが徐々に整理統合されながら一般財源化された租税(taxation for general budget)へと発展
 - 将来的にはグローバル・タックスとして多国籍企業(Multinational corporation)への課税など、直接税へのシフトの可能性
- 国際連帯税はその出発点
- グローバル・タックス導入の契機は、政策手段としての必要性よりも、適応基金提案のように現実の財源の必要から生まれてくる可能性



[出所] 著者作成.

グローバル・タックス―国境を超える課税 権力(岩波書店, 2020年)



- 第1章 資本主義とともに変わりゆく税制
- 第2章 グローバル化と国民国家の相克
- 第3章 立ちはだかる多国籍企業の壁
- 第4章 デジタル課税の波
- 第5章 新たな国際課税ルールの模索
- 第6章 ネットワーク型課税権力の誕生
- 第7章 ポスト・コロナの時代のグローバル・タックス
- 終章 租税民主主義を問う